

第28回

協同のまとめ

通常総代会資料

令和6年度事業報告
【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

令和7年度事業計画

第 28 回 通 常 総 代 会 次 第

と き◎令和7年6月23日 午前9時30分開会(午前9時00分受付開始)
ところ◎ライフポートとよはしコンサートホール (愛知県豊橋市神野ふ頭町3-22)

- 1 開 会 の こと ば
- 2 組 合 長 あ い さ つ
- 3 議 長 選 任
- 4 議 事
- 5 来 賓 祝 辞
- 6 閉 会 の こと ば

目

次

協同のまとめ

・ 第 28 回通常総代会上程議案	2
・ 報告事項 1 及び第 1 号議案の別紙	3
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	3
(1) 事業の全般的概況	3
① 当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果	3
② 事業の経過報告	7
③ 財務・事業成績の推移	9
④ 組合が対処すべき重要な課題	9
⑤ その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	10
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	15
(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況	15
(2) 組合員の状況	16
(3) 役員の状況	17
(4) 職員の状況	17
(5) 組織の構成	18
(6) 施設の設置状況	21
(7) 子会社等の状況	23
令和 6 年度事業報告の附属明細書	24
令和 6 年度貸借対照表	25
令和 6 年度損益計算書	26
注記表	28
令和 6 年度貸借対照表等の附属明細書	39
令和 6 年度剰余金処分案	45
独立監査人の監査報告書謄本	46
監事の監査報告書謄本	48
令和 6 年度部門別損益計算書	49
令和 6 年度事業別の明細	50
当組合の組合員意思反映ルート	57
農業振興・地域貢献にかかる取組み	58
子会社等の財務状況	59
・ 第 2 号議案の別紙	60
・ 第 3 号議案の別紙	61
・ 報告事項 2 の別紙	80

第28回通常総代会上程議案

(議決権行使についての総会参考書類)

報告事項 1

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

別紙のとおり報告する。(資料25ページ～44ページ、46ページ～48ページ)

決議事項 第1号議案

令和6年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和6年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求める。(資料3ページ～24ページ及び45ページ)

第2号議案

第8次総合中期計画の設定について

別冊「第8次総合中期計画(案)」のとおり承認を求める。

第3号議案

令和7年度事業計画の設定について

別紙のとおり承認を求める。(資料61ページ～78ページ)

第4号議案

令和7年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求める。

- ① 理事の報酬については、地域運営協議会の代表6名、女性部代表1名及び学識経験者2名の計9名から構成される「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和7年度の役員の報酬等にかかる答申」が出されている。これを踏まえ、令和7年度における理事の報酬については総額66,000千円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は24名である。

- ② 監事の報酬については、地域運営協議会の代表6名、女性部代表1名及び学識経験者2名の計9名から構成される「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和7年度の役員の報酬等にかかる答申」が出されている。これを踏まえ、令和7年度における監事の報酬については総額18,000千円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任する。

なお、監事は8名(うち員外監事は1名)である。

第5号議案

農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求める。

- ① 令和6年産及び令和7年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ② 令和6年産及び令和7年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③ 豊橋市からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議(案)

この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。

報告事項 2

J Aバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告する。(資料80ページ～100ページ)

報告事項 1 及び第 1 号議案の別紙

令和 6 年度〔令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで〕事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

① 当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

令和 6 年度は、日本銀行による大規模金融緩和政策の大幅な転換による金融正常化移行や訪日外国人観光客の増加によるインバウンド効果等が進む中、世界経済に目を向けるとアメリカ新政権による政策変更、長期化する地域紛争、中国経済の減速等依然として不透明な情勢が続いており、国内経済に影響を与えています。

一方で、農業を取り巻く環境は、異常気象による農畜産物の生産力低下や国際情勢の緊迫など地政学的リスクの高まりによる生産資材価格高騰が続く中、厳しい農業経営が続いています。また、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、柱の一つとして「食料の安定供給の確保」が明記されるなど、農業の在り方が大きく変わろうとしています。

そのような中、当組合においては、最終年を迎える第 7 次総合中期計画の完遂に向け、役職員一丸となって努力して参りました。また、第 8 次総合中期計画の策定を進め、今総代会に上程させていただきました。

事業別の状況につきましては、販売事業においては、主産地の記録的猛暑と冬期早ばつの影響で、秋冬野菜を中心に出荷量を大幅に減少させたことで需給バランスが崩れ、単価高を誘発させました。また、この厳しい需給関係の中、産地としての供給責任を果たすべく取引先との連携を強化しつつ消費者への啓蒙普及活動を進めた結果、販売品販売取扱高 222.3 億円（前年比 116.7%）の実績となりました。

購買事業においては、資材費の高止まりが続く中、引き続き価格交渉及び物流確保に取り組むとともに、新たにオータムフェアを開催するなど農家支援・利用拡大に努めました。また、「経済部感謝祭」を年 2 回開催するなど利用拡大に努めた結果、購買品供給取扱高 95.6 億円（前年比 97.5%）の実績となりました。

信用事業においては、各種キャンペーンや年金友の会イベントの充実により「JA 豊橋ファン」づくりを進め、貯金残高 3,178.1 億円（前年比 99.0%）となりました。貸出金については、ローンセンターを中心とした住宅ローン推進及び農業融資専任担当者を中心とした農業資金推進活動を展開した結果、貸出金残高 573.6 億円（前年比 106.8%）の実績となりました。

共済事業においては、組合員・利用者への寄り添い活動を実践すべく、3Q 活動を軸とした顧客本位の業務運営に努めた結果、保有ポイント合計で 32,225 千ポイント（前年比 99.2%）の実績となりました。また、組合員・利用者・地域住民とのつながり強化を目的に「ひと・いえ・くるま・くらし」に関する地域貢献活動に取り組みました。

これら各事業の結果により、JA 全体の事業総利益 55.1 億円、事業利益 5.8 億円、当期剰余金 7.1 億円となりました。

上記のような決算結果となりましたのも、組合員各位の協同活動へのご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。各事業実践の詳細について、以下、ご報告申し上げます。

I. 営農部

①	豊橋産農畜産物をPRするため、組合長によるトップセールスを年3回（東京（青果・柿）、大阪）実施した他、重点取引先を中心に各種JA豊橋フェアを開催しました（青果31回、花き4回、米穀2回、畜産3回）。また、SNS等を活用した情報発信を15回（インスタグラム等）、学校給食懇話会を9回、イベント参加5回（豊橋市場まつり、モリコロパーク、全農マルシェ等）を通して、地域農業の魅力発信に努めました。
②	生産から販売まで総合的な営農指導実践のため、露地品目では昨年度から開始した作付相談会を実施し、昨年度を上回る51戸（昨年度34戸）の相談を受け付けました。また施設品目においては42戸（昨年度36戸）の農家を選定し、課題解決と経営改善に向けた伴走支援を実施しました。
③	喫緊の課題である高温化に伴う生育や品質不良対策を協議するため、関係機関協力のもと高温化対策本部を立ち上げました。
④	生産コスト低減のため、各種資材価格交渉に加え、物流確保について各業者との交渉を重ねてきました。また、肥料では低コスト銘柄肥料の推進（目標25,000袋、実績40,509袋）、農薬では特別取りまとめや秋冬作の需要期である9月から10月の期間でオータムフェアを実施しました。生産資材では取りまとめ冊子に銘柄を集約し、仕入強化や各種キャンペーンを実施しました。
⑤	重点9品目部会において、部会員アンケート結果をもとに課題抽出・整理を行い、部会役員を中心に品目別中長期基本構想の策定に取り組み、課題解決に向けた取組み方針や部会スローガンを各部会反省会等にて共有しました。
⑥	労働力確保支援として、無料職業紹介所では49名（昨年度28名）、アグリトリオでは1,042名（昨年度578名）と昨年度を上回るマッチングをすることが出来ました。また幅広く求職者を求めるため、広報誌みのりへの掲載や豊橋まつりにてチラシを配布する等、情報発信に努めました。
⑦	担い手農家への農地集約・集積では、事業所・支店の窓口機能を活かし、農地所有者及び担い手からの利用相談に応じ、関係機関と連携して農地集約・集積に努めました（新規集積面積610ha）。また、次世代の担い手育成支援では、県・市・JAが一体となって取組みを行い、就農実績5件、就農相談報告書11件、就農面談4件（事業継承含む）の実績となりました。

◎令和6年度営農・畜産販売取扱高上位20品目

（単位：千円）

順位	品目名	取扱高	順位	品目名	取扱高
1	キ ャ ベ ツ	6,229,608	11	鶏 卵	387,704
2	ミ ニ ト マ ト	2,804,186	12	ブ ロ ッ コ リ ー	365,385
3	ト マ ト	2,474,930	13	大 葉	362,058
4	莓	1,230,404	14	ミ デ ィ ト マ ト	354,508
5	肉 豚	1,186,514	15	子 牛	342,782
6	柿	765,002	16	ラ デ ィ ッ シ ュ	321,198
7	ナ ス	625,865	17	米	294,450
8	肉 牛	590,302	18	西 瓜	189,609
9	え ん ど う	533,177	19	冬 瓜	184,009
10	デルフィニウム	490,657	20	白 菜	180,074

II. 経済部

①	農機事業では多様化する組合員のニーズを把握し、ニーズにマッチした付加価値サービスの提案・提供に努めました。また、安定した質の高いサービスを維持するため、新たに自動操舵システムの取付研修会に参加するなど職員の育成に努めました。
②	自動車事業では自動車管理保有台数の拡大に向け、他部署と連携した情報共有により新たな顧客獲得に努めました。また、高機能・高性能化する自動車技術へ対応するため、整備主任者・検査員研修等に参加し、技術・知識の向上に努めました。
③	生活燃料事業ではクミアイプロパン利用者を対象とした器具確認訪問を実施し、既存利用者との関係深化に努めました。あわせて、令和6年度から取り扱いを開始した「JAでんき」とガスのセット加入提案を徹底し、クミアイプロパン利用者数の維持確保に努めました。また、前年度の生活購買利用者を対象とした御用聞き訪問を実施し、事業利用の拡大に努めました。
④	店舗産直事業では出荷者へ積極的な声掛けを行ない、新規会員加入希望者の情報収集に努めました。あわせて、産直指導員による栽培講習会の開催や圃場に出向いた指導・相談により、産直品の品質向上と安定出荷に努めました。また、来店客目線に立った売場レイアウトへ見直しを図り、試食販売やSNS発信によるイベント・キャンペーン案内により買上点数増加に努めました。
⑤	資産相談事業では税相談・土地活用相談会を各支店巡回にて毎月実施し、組合員の税務・資産活用に関する相談体制の充実を図りました。あわせて、組合員の最寄り支店での相続相談、自宅や現場で土地活用相談を行ない、出向く体制の強化に努めました。また、組合員の様々な相談に対応するため、資格取得や各種研修会に参加し職員の能力向上に努めました。

III. 金融部

①	日本銀行の金融政策の動向に伴い、多様化する利用者ニーズを的確に捉えた貯金キャンペーン金利の提供に努めました。
②	農業融資専任担当者の訪問活動を通じて農業者のニーズの掘り起こしを行い、農業を基盤とする金融機関として、農業メインバンク機能の維持・拡大に努めました。
③	「よりそい活動」に基づく訪問活動による情報収集に努めるとともに、JAの総合力を活かしたライフプランサポートによる相談機能の発揮に努めました。

IV. 共済部

①	組合員・利用者との長期的な関係づくりに向け、対面・非対面を組合わせた3Q活動を実践するとともにWebマイページの登録促進活動に取り組みしました。
②	あんしんチェックと顧客ニーズに沿った複数保障提案を展開し、「ひと・いえ・くるま」の万全な保障提供活動を実践しました。
③	事務処理の適正化や契約引受・共済金支払いの迅速化等に努め利用者満足度の向上を図りました。
④	事故直後の不安を解消するため、平日日中現場急行サービスを積極的に実施し、安心と満足の提供を図りました。
⑤	組合員・利用者・地域住民とのつながり強化を目的に「ひと・いえ・くるま・くらし」に関する地域貢献活動を展開しました。

V. 管理部門（監査室・リスク管理部・総合企画部・総務部）

（１）監査室

①	内部監査においては、内部統制の有効性を検証する為、業務手順が適切であり、部署長の検証が適正であることを確認しました。またフォローアップ監査においては、指摘事項の再発防止を促す事、指摘事項の減少に繋がる事を目的とし実施しました。
②	中央会業務監査と連携し、全国的にリスクが高いとされる米の在庫管理及び、融資管理に関する内部統制の機能強化に努めました。

（２）リスク管理部

①	全般統制整備において、進捗管理と評価を行うとともに、リスク指標の設定およびモニタリングを行い内部管理態勢の強化に努めました。
②	自己査定支援システム等を活用し、マニュアルに沿った適正な資産自己査定の実施に努めました。
③	不良債権処理方針に基づいた取組みを行い、延滞債権の減少に努めました。

（３）総合企画部

①	第7次総合中期計画実践最終年度として、進捗管理を通じ計画達成の後押しに努めました。また、令和6年度事業計画に紐づく「自己改革工程表」及びJ A版早期警戒制度に対応した中長期シミュレーションを作成し、各事業の課題および改善項目の把握に努めました。
②	第7次総合中期計画実践中に見えた様々な課題と時々刻々と変化する経済・社会環境を踏まえ、関係各所の様々な意見を取り入れつつ、次期中期計画となる、第8次総合中期計画の策定を行いました。
③	子会社である㈱J Aあぐりパーク食彩村は、オープン16年目の年となり、好調な売上げが継続している中、内装を中心としたリニューアルを行いさらなる店舗魅力度アップと来客数の増加に努めました。また、工夫を凝らした催しと隣接する「道の駅とよはし」と一体となった各種イベントを展開し、加えて国道23号名豊道路の全面開通の追い風もあり、売上高は計画を大幅に超える結果になりました。
④	新会計システムが導入され機能要件が大きく変化するなか、経理事務の合理化と会計処理の適正化を目指し、継続的なサポートを実践しました。また、環境保全やコスト削減、業務効率化など多くメリットが享受できるペーパーレス化を促進するため、ペーパーレス会議システムを導入しました。あわせて、令和7年5月に予定されている農協情報システムのバージョンアップに向け、関係各所と連携し準備を進めました。

（４）総務部

①	ふれあいフェスタを開催し、組合員や地域住民のみなさまに身近に感じていただける機会を設ける一方、食育ウォーキングを通じて豊橋の農業に対する理解促進に努めました。また、女性部会の活性化に向け組合役員との意見交換会を開催するなど活動の見直しと新たな取組みを進めました。
②	広報誌「みのり」「みのりプラス」「Aじゃん」を発行し、正准組合員・地域住民のみなさまにJ A豊橋の今をお知らせしました。また紙媒体に加えLINE、インスタグラム等のSNSも活用しデジタルでの情報発信の充実を図りました。
③	採用については、他産業の動向等を参考に採用活動のあり方を見直すとともに、新卒者に加えキャリア採用にも取り組み通年での獲得に努めています。また、関係法令の改正に合わせ多様な働き方に対応できるよう、規程類を変更し制度の拡充を図りました。
④	不稼働資産処理方針を定め、条件の整った資産から手続きを進めました。また、各拠点施設の修繕・改修を行うとともに、大規模修繕に向けた計画策定のための作業に着手しました。

② 事業の経過報告

日付	名称	処理事項
令和6年 4月16日	監事会	令和6年度監事監査計画について 他
4月17日	会計監査人監査	外部確認、実証手続き
4月30日	定例理事会	令和5年度職員期末手当支給について 他
5月13日～16日	会計監査人監査	期末監査
5月15日～16日	中央会監査	期末監査
5月20日	女性部会総会	
5月21日	とよはし産学校給食の日（ミニトマト） 年金友の会通常総会	
5月22日	監事会	会計監査人監査の期末監査結果について 他
5月31日	定例理事会	令和5年度決算監査結果について 他
	監事会	会計監査人の報酬額に関する同意について
6月7日	地区別総代説明会（第六事業所）	第27回通常総代会上程議案について 他
6月10日	地区別総代説明会（第一事業所）	第27回通常総代会上程議案について 他
6月11日	地区別総代説明会（第二事業所）	第27回通常総代会上程議案について 他
6月12日	地区別総代説明会（第五事業所） とよはし産学校給食の日（トマト）	第27回通常総代会上程議案について 他
6月14日	地区別総代説明会 （第三事業所・第四事業所）	第27回通常総代会上程議案について 他
6月17日	監事会	J A財務モニタリングについて 他
6月24日	第27回通常総代会	定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について 他
	定例理事会	役員報酬の配分について 他
	監事会	監事の報酬額について
6月27日	とよはし産学校給食の日（なす）	
7月1日	産直部会総会	
7月6日	経済部感謝祭（本店）	
7月17日	とよはし産学校給食の日（とうがん）	
7月23日	会計監査人監査	予備調査
7月30日	中央会監査	予備調査
7月31日	定例理事会	令和6年ディスクロージャー誌について 他
8月5日～6日	夏季農産物品評会	
8月19日	監事会	令和6年度上期定期監査日程について 他
8月21日	J A豊橋生産組織連絡協議会総会	令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について 他
8月30日	定例理事会	役員賠償責任保険契約の更新について 他
9月27日	定例理事会	当組合における取引のリスク評価書の改正について 他
10月7日～11日	会計監査人監査	期中監査Ⅰ
10月15日	監事会	監事監査規程及び監事会規程の変更について
10月19日～20日	ええじゃないか豊橋まつり・農産物博覧会	
10月31日	定例理事会	令和6年度仮決算結果について 他
11月8日	上期事業報告会（第三事業所）	令和6年度上期事業報告 他
11月12日	とよはし産学校給食の日（ブロッコリー）	
11月13日	上期事業報告会（第二事業所） とよはし産学校給食の日（柿）	令和6年度上期事業報告 他
11月14日	上期事業報告会（第一事業所）	令和6年度上期事業報告 他
11月15日	上期事業報告会（第四事業所）	令和6年度上期事業報告 他
11月16日	ガスとくらしの相談会（本店）	
11月18日	監事会	令和6年度上期監事監査講評について
11月20日～21日	県常例検査	
11月21日	上期事業報告会（第六事業所）	令和6年度上期事業報告 他
11月22日	上期事業報告会（第五事業所）	令和6年度上期事業報告 他
11月27日～28日	県常例検査	
11月29日	定例理事会	令和6年度上期監事監査結果について 他
12月2日	とよはし産学校給食の日（米）	
12月7日～8日	J A豊橋ふれあいフェスタ	
12月9日～10日、12日	中央会監査	期中監査
12月19日～20日	会計監査人監査	期中監査Ⅱ
12月26日	定例理事会	信用事業方法書の一部変更について 他
令和7年 1月20日	とよはし産学校給食の日（キャベツ）	
1月25日	経済部感謝祭（第六事業所）	
1月29日	定例理事会	延滞債権処理方針に基づく和解について 他

日付	名称	処理事項
2月6日～7日	冬季農産物品評会	
2月12日～14日	会計監査人監査	期中監査Ⅱ
2月13日	役員報酬審議会	
2月14日	とよはし産学校給食の日（小松菜）	
2月18日	監事会	令和6年度下期定期監査日程について 他
2月28日	定例理事会	令和6年度中央会期中監査の結果について 他
3月8日	ガスとくらしの相談会（第五事業所）	
3月18日	監事会	令和7年度内部監査計画について 他
3月24日～26日	会計監査人監査	期中監査Ⅲ
3月26日	中央会監査	資産自己査定監査
3月27日	定例理事会	令和6年度県常例検査の結果について 他
3月31日	会計監査人監査	期末監査（現金実査、棚卸立会）



第27回通常総代会



ええじゃないか豊橋まつり・農産物博覧会



J A 豊橋ふれあいフェスタ

③ 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	698,949	904,577	720,083	585,385
	経 常 利 益	1,004,548	1,123,460	974,076	872,915
	当 期 剰 余 金	790,439	812,911	792,794	714,449
	総 資 産	355,907,867	355,216,700	355,553,224	352,002,696
	純 資 産	23,434,235	23,468,813	23,703,828	22,883,131
	単体自己資本比率	17.92%	18.15%	18.10%	17.69%
信 用 事 業	貯 金	320,027,386	320,715,572	320,948,109	317,817,728
	預 金	253,665,473	251,876,453	247,306,074	233,877,132
	貸 出 金	52,590,088	52,323,537	53,678,237	57,366,895
	有 価 証 券	23,151,194	24,455,092	26,856,704	29,936,070
	うち国債	6,988,998	8,188,958	8,716,200	9,347,078
	うちその他	16,162,196	16,266,134	18,140,504	20,588,992
共 済 事 業	長期共済保有高	784,402,121	762,083,754	739,712,160	718,562,087
	短期共済新契約掛金	1,376,685	1,369,807	1,355,527	1,370,956
購 買 事 業	購買品供給取扱高	8,630,165	8,935,376	9,809,123	9,566,576
販 売 事 業	販売品販売取扱高	18,722,757	19,760,020	19,040,464	22,235,023
保 管 事 業	保 管 料	3,236	3,758	3,522	2,185
	荷 役 料	1,648	1,947	1,986	1,653
利 用 事 業	利 用 料	723,253	770,464	734,063	698,271
	そ の 他 収 益	12,035	12,958	12,292	11,697
宅地等供給事業	住宅等建設収益	5,225	15,875	2,355	12,552
	仲介斡旋手数料	16,820	11,057	13,353	13,249
	宅地等受入手数料	16,428	19,914	24,864	26,959
	そ の 他 収 益	2,149	1,849	2,944	356
指 導 事 業	指導事業支出	20,468	22,347	24,963	24,354

④ 組合が対処すべき重要な課題

農家所得の更なる増大を目指した「自己改革工程表」を着実に実践し、組合員との徹底した対話を通じて評価を把握し、次の改革へ繋げて参ります。

なお、本事業年度における農家所得の増大に関する事項及び組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映並びに事業の利用に関する事項については、「令和7年度 自己改革工程表（案）」に記載しております。
(資料75ページ～78ページ)

⑤ その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

JA豊橋の内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

【運用状況について】

- ・基本理念及びコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマネー・ローンダリングリスク管理にかかる取組状況を報告することで理事の積極的な関与も図っている。

- ・組織内の「JA内部通報窓口」と組織外の「愛知県下JAホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見及び改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

【運用状況について】

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるようサイバー保険の加入等による態勢を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

【運用状況について】

- ・組合をとりまく各リスク（財務リスク、オペレーショナルリスク、戦略リスク、ハザードリスク）を把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

- ・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、第7次総合中期計画に基づく令和6年度事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

- ・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

- ・子会社等において、当組合に準じた規程・マニュアル等を整備し、当組合の内部監査部署が監査を行うことにより業務執行の適正性・有効性を確保している。
- ・子会社管理規程に基づき、子会社等の管理業務を統括する総合企画部が、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努め、重要な事項については理事会に報告している。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

- ・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理課に適切な人員を配置するとともに、外部研修の受講等により人材育成に取り組んでいる。
- ・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャ

一誌にて開示等を行っている。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

【運用状況について】

- ・ 県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。
- ・ 経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

MEMO

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

第27回通常総代会（令和6年6月24日 午前9時30分開催）

総代会日現在総代数		500	名
出席総代数	実際に出席した総代	150	名
	代理人	-	名
	書面	321	名
	計	471	名
重要な議事及び決議事項 報告事項 令和5年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について 第1号議案 令和5年度の事業報告及び剰余金処分案について 第2号議案 定款及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について 第3号議案 令和6年度事業計画の設定について 第4号議案 令和6年度における理事及び監事の報酬額について 第5号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について 附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。 上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。			

(2) 組合員の状況

① 組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末	増減
				持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計		
正組合員	個人	7,158	109	35	32	215	-	282	6,985	▲ 173
	法人	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	農事組合法人 その他の法人	66	2	1	-	-	-	1	67	1
准組合員	個人	11,712	597	103	27	179	-	309	12,000	288
	農業協同組合	2	-	-	-	-	-	-	2	-
	農事組合法人	4	-	-	-	-	-	-	4	-
	その他の団体	72	-	-	1	-	-	1	71	▲ 1
合計		19,015	708	139	60	394	-	593	19,130	115
摘 要		1. 当期末正組合員戸数 6,937 戸 2. 当期末准組合員戸数 10,295 戸								

② 出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	1,933,138	28,774	74,914	1,886,998
	法人	50	919	-	969
	農事組合法人 その他の法人	3,235	-	50	3,185
	計	1,936,423	29,693	74,964	1,891,152
准組合員	個人	460,543	41,241	22,309	479,475
	農業協同組合	1,092	-	-	1,092
	農事組合法人	359	-	-	359
	その他の団体	6,298	-	869	5,429
	計	468,292	41,241	23,178	486,355
処分未済持分		11,602	10,808	11,602	10,808
合計		2,416,317	81,742	109,744	2,388,315
摘 要		1. 出資1口金額 1,000 円 2. 当期末払込済出資総額 2,388,315,000 円 3. 1正組合員当たり出資金額 268,134 円 4. 1正組合員の持口最高限度 1,000 口			

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他	農協法第30条第12項に基づく要件
代表理事組合長	伊藤友之	常勤	有	兼職42先	実践的能力者
常務理事	山口浩	〃	無	管理担当、兼職6先	〃
常務理事	兵藤信一	〃	〃	信用・共済事業担当	〃
常務理事	繁原好幸	〃	〃	経済事業担当、兼職8先	〃
〃	岡本睦子	非常勤	〃	総務・金融共済委員	〃
〃	山口兵庫	〃	〃	総務・金融共済委員	〃
〃	天野能伸	〃	〃	総務・経済委員	認定農業者
〃	宮野久留美	〃	〃	総務・経済委員	実践的能力者
〃	稲垣雅也	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	青木伸浩	〃	〃	総務・金融共済委員	〃
〃	小柳津裕次	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	福井直子	〃	〃	総務・経済委員	認定農業者
〃	鈴木正吾	〃	〃	総務・経済委員	実践的能力者
〃	中島芳松	〃	〃	総務・金融共済委員	認定農業者
〃	長坂和則	〃	〃	総務・金融共済委員	実践的能力者
〃	高井正和	〃	〃	総務・経済委員	認定農業者
〃	松井敏宏	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	伊藤光代	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	小林信	〃	〃	総務・金融共済委員	認定農業者
〃	早川智洋	〃	〃	総務・経済委員	〃
〃	大林克至	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	林和久	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	中島康	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
〃	小柳津香奈	〃	〃	金融共済・経済委員	〃
代表監事	夏目陽一郎	〃	〃	(株)JAあぐりパーク食彩村監査役	
常勤監事	西郷和久	常勤	〃		
〃	鷹羽紀美子	非常勤	〃		
〃	中村美恵	〃	〃		
〃	金子親夫	〃	〃	員外監事	
〃	柴田隆夫	〃	〃		
〃	山本浩司	〃	〃		
〃	那須博人	〃	〃		

(注1) 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者10名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者12名の計22名により、農協法第30条第12項の要件を満たしている。

(注2) 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりである。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断している。①農業協同組合（連合会含む）に従事した者 ②当組合の常勤又は非常勤役員経験者 ③株式会社の代表取締役又は管理職以上であった者

(注3) 常務理事兵藤信一は、農協法第30条第3項の信用事業を担当する専任の理事である。

(注4) 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結している。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものである。

(4) 職員の状況

①職員数の増減、その他職員の状況

(単位：人)

区 分	前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	489	37	38	266	222	488
営 農 指 導 員	13	1	1	11	2	13
営 農 相 談 員	34	6	8	30	2	32
生 活 指 導 員	2	-	1	-	1	1
合 計	538	44	48	307	227	534
うち常勤嘱託	132	14	14	60	72	132
うち出向者	7	-	2	5	-	5
備 考						
平 均 年 齢		前期末 38 歳 11 ヶ月		当期末 38 歳 10 ヶ月		
平 均 勤 続 年 数		17 年 5 ヶ月		17 年 3 ヶ月		

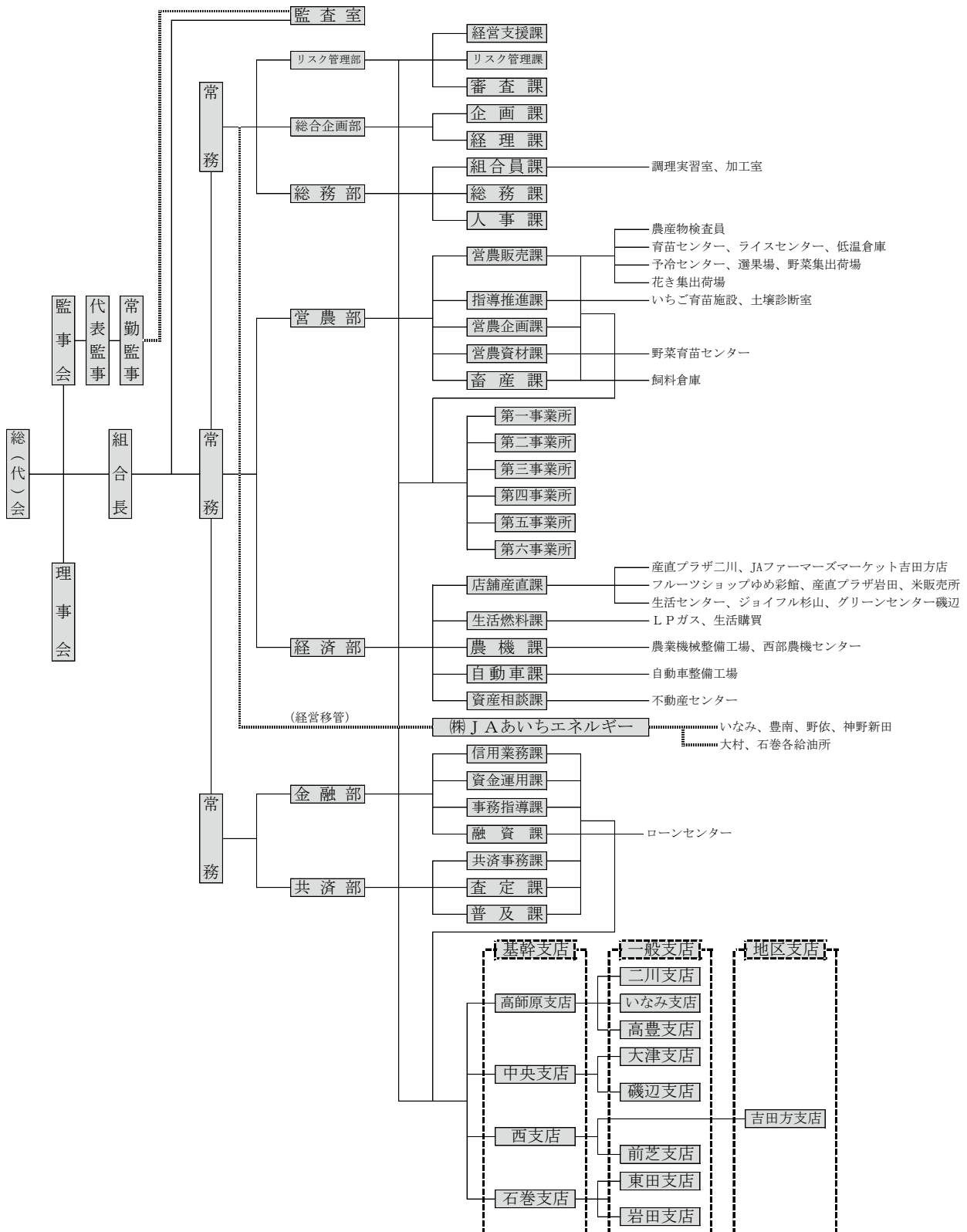
(注1) 職員数は出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいない。

(注2) 「平均年齢」及び「平均勤続年数」は常勤嘱託等を除いた値である。

(5) 組織の構成

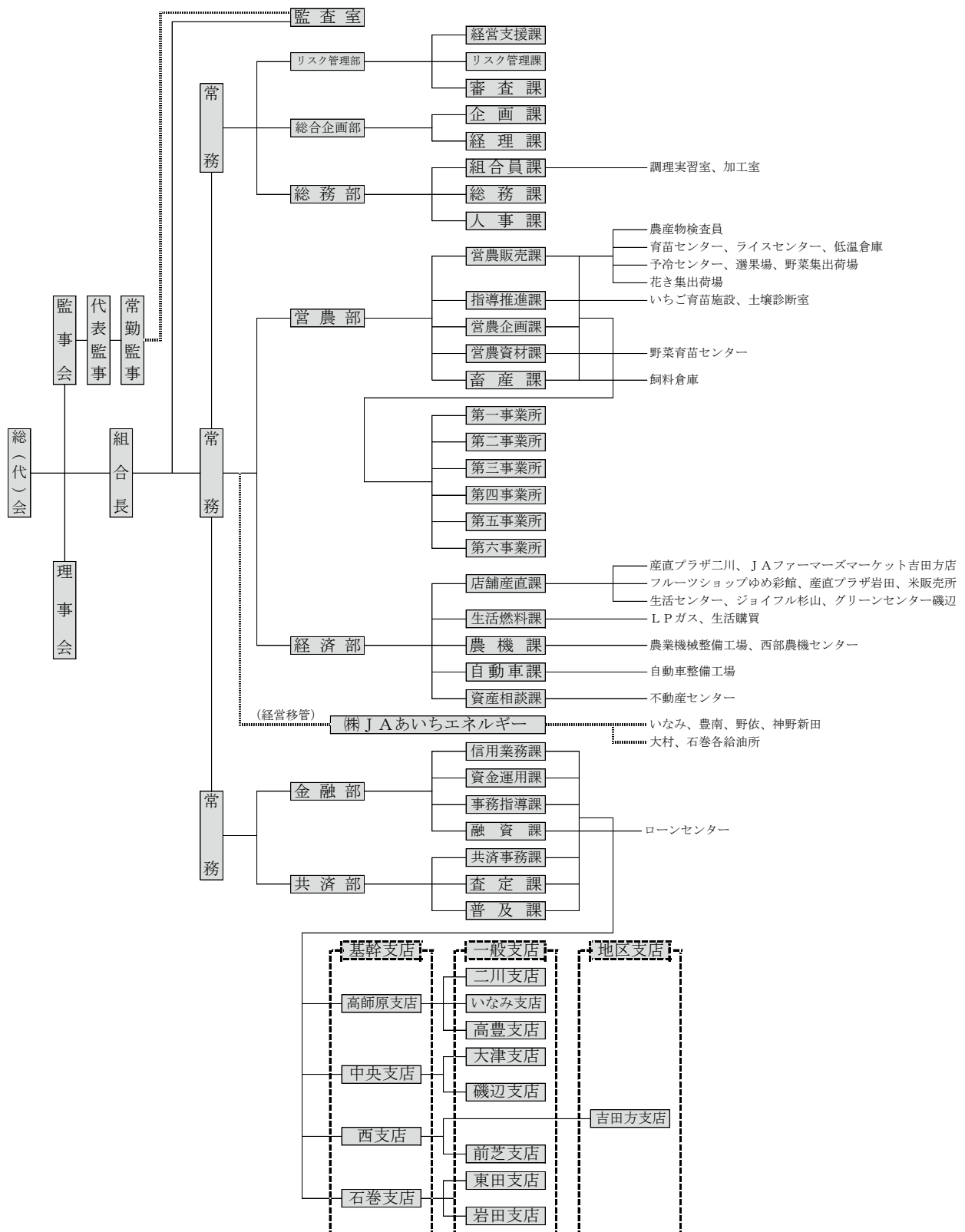
① 組合の機構

(令和7年4月1日現在)



(注) 株JAあいちエネルギーに給油所6ヶ所を経営移管しており、施設を貸与している。

(令和7年3月31日現在)



(注) ㈱J Aあいちエネルギーに給油所6ヶ所を経営移管しており、施設を貸与している。

② 組合員組織

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

組 織 名	代表者名	構成員数	組 織 名	代表者名	構成員数
生産部会	支部代表者38名	6,985	【第五事業所管内】		
女性部会	内 藤 美 子	1,115	大村園芸部会	鈴 木 謙 吉	17
青年部会	佐 藤 和 樹	42	洋菜部会	山 田 秀 実	12
			第五冬瓜同好会	河 邊 敏 明	12
豊橋農協受託協議会	小 林 和 仁	19	大村茄子部会	内 藤 充 洋	3
キャベツ部会	伊 藤 政 志	446			
ミニトマト部会	伊 藤 浩 治	111	【第六事業所管内】		
トマト部会	河 合 昌 英	120	茄子部会	中 岡 達 雄	6
柿部会	小 林 伸 嘉	303	温室柿研究会	印 貢 大 起	5
ハウスエンドウ部会	河 合 章 夫	101	白ねぎ部会	内 藤 雅 嗣	2
いちご部会	山 本 茂 義	61			
大葉部会	角 谷 和 久	5	【花き】		
玉ねぎ部会	内 藤 雅 文	37	カーネーション部会	小清水 泰記	6
白菜部会	岩 瀬 守 雄	52	かすみ草部会	尾 川 正 典	3
ハウスキュウリ部会	彦 坂 孝 之	27	菊部会	松 橋 陸 典	2
イチジク部会	平 川 浩 明	29	切花部会	大 橋 利 広	37
桃部会	坂 田 至	22	グロリオサ部会	白 井 真 次	10
梨部会	今 川 誠 司	37	スイートピー部会	松 井 一 朗	4
加工トマト部会	船 井 辰 哉	17	デルフィニウム部会	外 山 崇	22
ぶどう部会	守 田 作 丞	52	バラ部会	天 野 嘉 也	9
にがうり同好会	加 藤 浩 二	11	苗物研究会	山 本 健 児	3
【第一～第四事業所管内】			【畜産】		
洋菜部会	尾 崎 哲 也	216	肉牛部会	岩 瀬 浩	10
スイートコーン部会	鈴 木 啓 文	45	肉牛青年部	鈴 木 陸 郎	5
メロン部会	宮 下 孝 弘	31	和牛研究会	岩 瀬 浩	3
アールスメロン部会	夏 目 一 男	69	黒潮牛研究会	下 澤 吉 孝	4
茄子部会	彦 坂 直 良	54	肉牛ヘルパー研究会	鈴 木 陸 郎	7
二川みかん研究会	岡 下 敏 彦	16	高品質豚勉強会	鈴 木 達 矢	2
東海みかん組合	尾 崎 守 彦	2			
荒茶研究会	長 坂 頼 伸	6	【その他】		
水耕部会	長 坂 稔	5	年金友の会	大 野 庄 一	10,188
西瓜連絡協議会	渡 辺 孝 弘	54	資産管理部会	田 邊 安 孝	97
琉球冬瓜同好会	岡 野 慎 吾	24	産直部会	村 松 大 輔	726
小松菜同好会	鈴 木 延 安	4			

(注) 当組合の組合員組織を記載している。

(6) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

(令和7年3月31日現在)

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本店	本店	野依町字西川5	
支店	二川支店	雲谷町字ハシヅメ3-78	
〃	いなみ支店	細谷町字近見山40-1	
〃	高豊支店	伊古部町字東荒子195	
〃	大津支店	老津町字薬師前64-1	
〃	中央支店	野依町字西川5	
〃	高師原支店	浜道町字沢東7-1	
〃	磯辺支店	中野町字野中40	
〃	西支店	牟呂公文町12-1	
〃	吉田方支店	菰口町六丁目32	
〃	前芝支店	前芝町字堤上121-1	
〃	石巻支店	石巻本町字東野14-4	
〃	東田支店	東郷町8	
〃	岩田支店	中岩田二丁目7-3	
自動化機器店舗	高豊支店食彩村店	東七根町字一の沢113	A T M
〃	大津支店杉山店	杉山町字谷下145-1	〃
〃	中央支店ピアゴ大清水店	南大清水町字富士見700-1	〃
〃	磯辺支店福岡店	鴨田町44	〃
〃	前芝支店大村店	大村町字松浦13	〃
〃	石巻支店北店	石巻西川町字道上81	〃
〃	東田支店アピタ向山店	向山町字中畑1-1	〃
事業所	第一事業所	細谷町字井ノ上117-1	
〃	第二事業所	伊古部町字東荒子183-1	
〃	第三事業所	老津町字西高縄51	
〃	第四事業所	野依町字南丸山317-1	
〃	第五事業所	牟呂町字東明治川添89	
〃	第六事業所	石巻本町字太夫橋1-2	
ライスセンター	南部ライスセンター	寺沢町字深沢47-1	
〃	西部ライスセンター	牟呂町字東明治川添28	
農業倉庫	寺沢農業倉庫	寺沢町字深沢52	
〃	明治農業倉庫	牟呂町字東明治川添27	
〃	明治低温倉庫	牟呂町字東明治川添26	
育苗センター	水稻育苗センター	神野新田町字ソノ割28	
〃	いちご育苗施設	石巻本町字茶ノ木80	
〃	野菜育苗ハウス	野依町字南丸山323他	
集出荷場	予冷センター	野依町字南丸山327-1	
〃	花き集出荷場	野依町字南丸山337	平成21年度強い農業づくり事業
〃	野菜集出荷場	野依町字南丸山457-1	

(令和7年3月31日現在)

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
集 出 荷 場	大 村 出 荷 場	大村町字仲田38	平成26年度強い農業づくり事業
選 果 場	ト マ ト 選 果 場	野依町字南丸山340-2	
〃	な す 選 果 場	老津町字西高縄1	
〃	果樹等総合集出荷場	石巻本町字太夫橋1-2	
その他営農施設	飼 料 倉 庫	野依町字西川5	
購 買 店 舗	産 直 プ ラ ザ 二 川	雲谷町字ハシヅメ3-78	
〃	J A ファーマーズマーケット吉田方店	菰口町六丁目30	
〃	産 直 プ ラ ザ 岩 田	中岩田二丁目7-3	
〃	ジ ョ イ フ ル 杉 山	杉山町字谷下145-1	
〃	フルーツショップゆめ彩館	石巻本町字中田44-1	
〃	グリーンセンター磯辺	中野町字野中40	
給 油 所	い な み 給 油 所	小島町字小舟111	
〃	豊 南 給 油 所	西赤沢町字堂田391-1	
〃	野 依 給 油 所	野依町字花ノ木126-1	
〃	神 野 新 田 給 油 所	神野新田町字ロノ割80	
〃	大 村 給 油 所	大村町字仲田41-2	
〃	石 巻 給 油 所	石巻本町字中田48-1	
そ の 他	経 済 部 棟	野依町字西川5	
〃	自 動 車 整 備 工 場	野依町字西川5	
〃	農 業 機 械 整 備 工 場	野依町字西川5	
〃	研 修 棟	野依町字西川5	
〃	資 料 保 管 庫	野依町字西川5	
〃	不 動 産 セ ン タ ー	野依町字西川5	
〃	ロ ー ン セ ン タ ー	東郷町8	
〃	西 部 農 機 セ ン タ ー	牟呂町字東明治川添89	
子 会 社	(株) J A あぐりパーク食彩村	東七根町字一の沢113	
合 計		64箇所	

② 共済事業の委託施設の状況

ア 代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末
共 済 代 理 店 数	44	1	1	44

イ 当期新規代理業者

	名 称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共 済 代 理 店	リノベースオート	豊橋市浜道町字南側125	自動車修理

(7) 子会社等の状況

① 子会社の概況

(令和7年3月31日現在)

会 社 名	株式会社 J A あぐりパーク食彩村
代 表 者 名	伊藤 友之
設 立 年 月 日	平成20年7月4日
所 在 地	豊橋市東七根町字一の沢113番地
主 要 な 事 業 内 容	農産物、畜産物の加工、販売 ほか
施 設 の 概 要	鉄骨造平屋建て 1, 286㎡
資 本 金 総 額	50,000,000円(1,000株)
当 組 合 の 議 決 権 比 率	75.00%
(保有議決権数／総議決権数)	(750株／1,000株)

令和6年度〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細 (単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	63,240	66,000
監 事	17,400	18,000
合 計	80,640	84,000
1. 退任役員に対して理事在任期間に応じて支給した退職慰労金		なし
2. 退任役員に対して監事任在任期間に応じて支給した退職慰労金		なし

(2) 役員等の兼職又は兼業の明細 (当期末現在)

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
代表理事 組合長	伊藤 友之	常 勤	有	愛知県農業協同組合中央会 愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県信用農業協同組合連合会 愛知県厚生農業協同組合連合会 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部 株式会社 J A あぐりパーク食彩村 ほか36先 農業	副会長理事 経営管理委員 経営管理委員 経営管理委員 運営委員 代表取締役
常務理事	山口 浩	〃	無	東三河縦貫道路建設促進期成同盟会 株式会社 J A あぐりパーク食彩村 ほか4先	幹事 取締役
〃	兵藤 信一	〃	〃	—	—
〃	繁原 好幸	〃	〃	株式会社東三河食肉流通センター 株式会社 J A あぐりパーク食彩村 ほか6先	取締役 取締役
常勤監事	西郷 和久	〃	〃	株式会社 J A あぐりパーク食彩村	監査役

(3) 役員との間の取引の明細 (単位：千円)

役 職 等	取引内容及び金額		摘 要
	取引の種類	取引金額	
理 事 (6 名)	金銭の貸付	当期取引額	—
		当期首残高	201,206
		当期末残高	162,491
		当期増減額	▲ 38,715
監 事 (1 名)	金銭の貸付	当期取引額	1,480
		当期首残高	2,400
		当期末残高	3,202
		当期増減額	802

令和6年度 (令和7年3月31日現在) 貸借対照表

(豊橋農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	323,617,228	1. 信 用 事 業 負 債	324,859,903
(1) 現 金	1,075,308	(1) 貯 金	317,817,728
(2) 預 金	233,877,132	(2) 借 入 金	5,255,592
系 統 預 金	233,837,276	(3) その他の信用事業負債	1,786,581
系 統 外 預 金	39,855	未 払 費 用	187,916
(3) 有 価 証 券	29,936,070	そ の 他 の 負 債	1,598,665
国 債	9,347,078	2. 共 済 事 業 負 債	975,606
地 方 債	6,586,970	(1) 共 済 資 金	375,191
政 府 保 証 債	900,890	(2) 未経過共済付加収入	587,961
社 債	12,382,336	(3) その他の共済事業負債	12,453
株 式	244,377	3. 経 済 事 業 負 債	1,378,541
受 益 証 券	474,418	(1) 経 済 事 業 未 払 金	1,196,570
(4) 貸 出 金	57,366,895	(2) 経 済 受 託 債 務	126,220
(5) その他の信用事業資産	1,565,125	(3) その他の経済事業負債	55,750
未 収 収 益	1,452,265	4. 雑 負 債	880,022
そ の 他 の 資 産	112,859	(1) 未 払 法 人 税 等	69,768
(6) 貸 倒 引 当 金	▲ 203,302	(2) リ ー ス 債 務	240,652
2. 共 済 事 業 資 産	11,579	(3) 資 産 除 去 債 務	1,092
(1) その他の共済事業資産	11,579	(4) そ の 他 の 負 債	568,508
3. 経 済 事 業 資 産	2,569,470	5. 諸 引 当 金	1,025,492
(1) 経 済 事 業 未 収 金	2,249,384	(1) 賞 与 引 当 金	138,796
(2) 経 済 受 託 債 権	75,081	(2) 退 職 給 付 引 当 金	508,475
(3) 棚 卸 資 産	410,064	(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	36,512
購 買 品	362,460	(4) ポ イ ン ト 引 当 金	59,802
そ の 他 の 棚 卸 資 産	47,603	(5) 特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	281,905
(4) その他の経済事業資産	8,470	負 債 の 部 合 計	329,119,565
(5) 貸 倒 引 当 金	▲ 173,530	(純 資 産 の 部)	
4. 雑 資 産	411,129	1. 組 合 員 資 本	25,280,711
5. 固 定 資 産	9,405,882	(1) 出 資 金	2,388,315
(1) 有 形 固 定 資 産	9,399,708	(2) 利 益 剰 余 金	22,903,204
建 物	9,700,570	利 益 準 備 金	9,906,456
機 械 装 置	2,574,602	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,996,748
土 地	3,975,761	特 別 積 立 金	4,794,550
リ ー ス 資 産	637,376	施 設 投 資 積 立 金	3,600,000
その他の有形固定資産	2,116,466	情 報 シ ス テ ム 対 策 積 立 金	595,944
減 価 償 却 累 計 額	▲ 9,605,070	リ ス ク 対 策 積 立 金	2,620,000
(2) 無 形 固 定 資 産	6,173	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	81,093
6. 外 部 出 資	14,664,475	税 効 果 調 整 積 立 金	376,676
系 統 出 資	14,455,000	記 念 事 業 積 立 金	50,000
系 統 外 出 資	171,975	当 期 未 処 分 剰 余 金	878,483
子 会 社 等 出 資	37,500	(うち 当 期 剰 余 金)	(714,449)
7. 繰 延 税 金 資 産	1,322,931	(3) 処 分 未 済 持 分	▲ 10,808
資 産 の 部 合 計	352,002,696	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	▲ 2,397,580
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲ 2,397,580
		純 資 産 の 部 合 計	22,883,131
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	352,002,696

令和6年度〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕 損益計算書

(豊橋農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額		
1. 事業総利益			5,513,954
事業収益		13,041,917	
事業費用		7,527,962	
(1) 信用事業収益		2,296,020	
資金運用収益	2,093,685		
(うち預金利息)	(1,391,837)		
(うち有価証券利息)	(194,593)		
(うち貸出金利息)	(455,854)		
(うちその他受入利息)	(51,400)		
役務取引等収益	96,298		
その他事業直接収益	6,947		
その他経常収益	99,088		
(2) 信用事業費用		402,847	
資金調達費用	308,598		
(うち貯金利息)	(298,376)		
(うち給付補填備金繰入)	(127)		
(うち借入金利息)	(4,503)		
(うちその他支払利息)	(5,590)		
役務取引等費用	27,975		
その他経常費用	66,272		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 50,809)		
信用事業総利益			1,893,173
(3) 共済事業収益		1,254,147	
共済付加収入	1,175,494		
その他の収益	78,652		
(4) 共済事業費用		57,013	
共済推進費用	48,453		
その他の費用	8,559		
共済事業総利益			1,197,134
(5) 購買事業収益		7,984,884	
購買品供給高	7,587,224		
購買手数料	290,183		
その他の収益	107,476		
(6) 購買事業費用		6,617,294	
購買品供給原価	6,496,167		
購買品供給費用	41,337		
その他の費用	79,789		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 12,586)		
購買事業総利益			1,367,590
(7) 販売事業収益		765,639	
販売手数料	553,473		
その他の収益	212,166		
(8) 販売事業費用		24,898	
販売費用	11,017		
その他の費用	13,880		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 170)		
販売事業総利益			740,741

科 目	金 額		
(9) 保 管 事 業 収 益		3,839	
(10) 保 管 事 業 費 用		558	
保 管 事 業 総 利 益			3,281
(11) 利 用 事 業 収 益		709,968	
(12) 利 用 事 業 費 用		441,418	
(うち貸倒引当金戻入益)		(▲ 1,417)	
利 用 事 業 総 利 益			268,550
(13) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益		53,118	
(14) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用		2,069	
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益			51,048
(15) 指 導 事 業 収 入		16,789	
(16) 指 導 事 業 支 出		24,354	
指 導 事 業 収 支 差 額			▲ 7,564
2. 事 業 管 理 費			4,928,569
(1) 人 件 費		3,296,002	
(2) 業 務 費		484,469	
(3) 諸 税 負 担 金		193,947	
(4) 施 設 費		919,395	
(5) そ の 他 事 業 管 理 費		34,754	
事 業 利 益			585,385
3. 事 業 外 収 益			318,243
(1) 受 取 雑 利 息		12,039	
(2) 受 取 出 資 配 当 金		179,057	
(3) 賃 貸 料		35,573	
(4) 商 権 利 用 料		31,320	
(5) 雑 収 入		60,254	
4. 事 業 外 費 用			30,712
(1) 寄 付 金		1,485	
(2) 賃 貸 費 用		16,044	
(3) 雑 損 失		13,182	
(うち貸倒引当金戻入益)		(▲ 15)	
経 常 利 益			872,915
5. 特 別 利 益			561
(1) 一 般 補 助 金		561	
6. 特 別 損 失			1,429
(1) 固 定 資 産 処 分 損		868	
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損		561	
税 引 前 当 期 利 益			872,047
(1) 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		109,762	
(2) 法 人 税 等 調 整 額		47,835	
7. 法 人 税 等 合 計			157,598
当 期 剰 余 金			714,449
当 期 首 繰 越 剰 余 金			92,143
情 報 シ ス テ ム 対 策 積 立 金 取 崩 額			24,055
税 効 果 調 整 積 立 金 取 崩 額			47,835
当 期 未 処 分 剰 余 金			878,483

注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っている。
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、店舗在庫、営農・生活物資の一部については、売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法により償却している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物・建物附属設備並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法により償却している。
主な耐用年数は以下の通りである。
 - ・建物 3年～65年
 - ・機械装置 2年～15年
- ② 無形固定資産
定額法による。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却している。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却している。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上している。
個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上している。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定している。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定している。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上している。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしている。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上している。

⑤ ポイント引当金

組合員・利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上している。

（４）収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

ア 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

イ 販売事業

委託販売取引

組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

ウ 利用事業

ライセンスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

エ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識している。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上している。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示している。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載している。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸出金の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：133,700 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上している。将来見込み等必要な修正は、当JAの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積っている。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性がある。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額：1,354,342 千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として計上している。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っている。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 25 千円

(2) 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は2,948,253千円であり、その内訳は次のとおりである。

土地	256,669 千円	建物	1,505,992 千円	構築物	166,121 千円
機械装置	998,896 千円	車輛運搬具	2,449 千円	器具備品	18,123 千円

(3) 貸付有価証券

期末に消費貸借契約により貸し付けている有価証券は次のとおりです。

科 目	貸借対照表計上額
国 債	9,347,078 千円
(うち貸付有価証券分)	3,071,890 千円

(4) 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社に対する金銭債権の総額	104,696 千円
・子会社に対する金銭債務の総額	444,224 千円

(5) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	165,693 千円
・理事及び監事に対する金銭債務はない。	

(6) 農協法等開示債権の状況

(単位：千円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	858,975
危 険 債 権	356,014
三 月 以 上 延 滞 債 権	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	31,419
合 計	1,246,409

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金である。（上記1及び2の債権を除く。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金である。（上記1、2の債権及び、3の貸出金を除く。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

5. 損益計算書に関する注記

子会社等との取引高の総額

(単位：千円)

	収 益	費 用
事 業 取 引 高	23,374	1,923
事業取引以外の取引高	2,002	-
総 額	25,376	1,923

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っている。また、農家組合員への農業制度資金の転貸を目的とした借入れを行っている。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金、長期間にわたり金利の変動リスクに晒されている。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

イ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っている。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告している。

<市場リスクに係る定量的情報>

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合には、経済価値が424,417千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

ウ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	233,877,132	233,276,402	▲ 600,729
有 価 証 券	29,936,070	29,918,153	▲ 17,916
満期保有目的の債券	1,198,066	1,180,150	▲ 17,916
そ の 他 有 価 証 券	28,738,003	28,738,003	-
貸 出 金	57,366,895		
貸倒引当金（注）	▲ 203,302		
貸倒引当金控除後	57,163,592	56,862,375	▲ 301,216
資 産 計	320,976,795	320,056,931	▲ 919,861
貯 金	317,817,728	316,736,443	▲ 1,081,284
借 入 金	5,255,592	5,102,182	▲ 153,409
負 債 計	323,073,321	321,838,626	▲ 1,234,694

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載している。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ 有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用している。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いている。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いている。
上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっている。

ウ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

ア 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

イ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。
固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	14,664,475

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	233,877,132	-	-	-	-	-
有 価 証 券 満期保有目的の債券	-	500,000	400,000	100,000	-	200,000
その他有価証券の うち満期のあるもの	1,000,000	500,000	600,000	1,600,000	3,100,000	24,760,000
貸 出 金 (注 1、2)	5,193,908	3,399,992	3,172,498	2,924,784	2,643,479	39,767,150
合 計	240,071,040	4,399,992	4,172,498	4,624,784	5,743,479	64,727,150

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)554,440千円については「1年以内」に含めている。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等265,081千円は償還の予定が見込まれないため、含めていない。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (注)	253,570,127	33,488,575	20,877,307	283,810	9,455,287	142,620
借 入 金	384,962	353,965	3,239,180	275,924	217,813	783,745
合 計	253,955,090	33,842,541	24,116,488	559,734	9,673,101	926,365

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

7. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	債券	100,000	100,030
	社債	100,000	100,030
	小 計	100,000	100,030
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	債券	1,098,066	1,080,120
	社債	1,098,066	1,080,120
	小 計	1,098,066	1,080,120
合 計	1,198,066	1,180,150	▲ 17,916

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価 又は償却原価 を超えるもの	債券	600,720	599,359	1,360
	国債	-	-	-
	地方債	600,720	599,359	1,360
	社債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	受益証券	459,770	325,024	134,745
	株式	232,077	87,179	144,897
	小 計	1,292,568	1,011,563	281,004
貸借対照表計上 額が取得原価 又は償却原価 を超えないもの	債券	27,418,488	31,039,762	▲ 3,621,274
	国債	9,347,078	11,000,895	▲ 1,653,817
	地方債	5,986,250	6,839,335	▲ 853,085
	社債	11,184,270	12,110,609	▲ 926,339
	政府保証債	900,890	1,088,921	▲ 188,031
	受益証券	14,648	17,770	▲ 3,122
	株式	12,299	12,741	▲ 441
	小 計	27,445,435	31,070,274	▲ 3,624,839
合 計		28,738,003	32,081,838	▲ 3,343,834

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりである。

(単位：千円)

		売 却 額	売 却 益	売 却 損
債 券		602,128	6,947	-
国 債		602,128	6,947	-
地 方 債		-	-	-
社 債		-	-	-
政 府 保 証 債		-	-	-
受 益 証 券		23,118	15,859	-
株 式		19,026	14,417	-
合 計		644,272	37,224	-

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用している。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,239,142 千円
勤務費用	147,154 千円
利息費用	21,469 千円
数理計算上の差異の発生額	▲ 173,663 千円
退職給付の支払額	▲ 261,803 千円
期末における退職給付債務	2,972,299 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,684,148 千円
期待運用収益	28,864 千円
数理計算上の差異の発生額	▲ 1,242 千円
特定退職金共済制度への拠出金	84,946 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	80,149 千円
退職給付の支払額	▲ 212,866 千円
期末における年金資産	2,663,999 千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,972,299 千円
年金資産	▲ 2,663,999 千円
(特定退職金共済制度)	(▲ 958,425 千円)
(確定給付企業年金制度)	(▲ 1,705,573 千円)
未積立退職給付債務	308,300 千円
未認識数理計算上の差異	200,175 千円
貸借対照表計上額純額	508,475 千円
退職給付引当金	508,475 千円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147,154 千円
利息費用	21,469 千円
期待運用収益	▲ 28,864 千円
数理計算上の差異の費用処理額	▲ 78,029 千円
合計	61,729 千円

⑥ 年金資産の主な内訳

ア 特定退職金共済制度

債券	72 %
年金保険投資	25 %
現金及び預金	3 %
その他	0 %
合計	100 %

イ 確定給付企業年金制度

一般勘定	100 %
合計	100 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.49～2.79%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度	0.75%
確定給付企業年金制度	1.25%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は40,272千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩している。

なお、同共済組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は270,125千円となっている。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	66,363 千円
退職給付引当金	142,496 千円
賞与引当金	38,030 千円
役員退職慰労引当金	10,260 千円
特例業務負担金引当金	78,933 千円
固定資産減損損失	46,200 千円
貸出金未収利息不計上額	17,792 千円
未払費用否認額	67,674 千円
未収収益計上額	3,223 千円
未払事業税等	7,465 千円
有価証券減損損失	27,836 千円
その他有価証券評価差額金	946,254 千円
その他	50,376 千円
繰延税金資産 小計	1,502,905 千円
評価性引当額	▲ 148,563 千円
繰延税金資産 合計	1,354,342 千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	▲ 31,387 千円
資産除去債務相当資産	▲ 24 千円
繰延税金負債 合計	▲ 31,411 千円
繰延税金資産の純額	1,322,931 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.9%
事業分量配当	▲ 5.0%
法人税額の特別控除	▲ 1.0%
評価性引当額の増減	▲ 1.3%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲ 0.6%
その他	0.1%
税効果適用後の法人税等負担率	18.1%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.4%から28.1%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は29,189千円増加し、その他有価証券評価差額金は23,572千円減少し、法人税等調整額は5,617千円減少しております。

10. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

令和6年度

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

貸借対照表等の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金		2,416,317	81,742	109,744	2,388,315
利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金	9,906,456	-	-	9,906,456
	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,467,302	1,818,136	1,288,689	12,996,748
	特 別 積 立 金	4,794,550	-	-	4,794,550
	施 設 投 資 積 立 金	2,894,843	705,157	-	3,600,000
	情報システム対策積立金	613,360	6,639	24,055	595,944
	リ ス ク 対 策 積 立 金	2,300,000	320,000	-	2,620,000
	固定資産圧縮積立金	81,093	-	-	81,093
	税効果調整積立金	424,512	-	47,835	376,676
	記 念 事 業 積 立 金	50,000	-	-	50,000
	当期末処分剰余金	1,308,942	786,340	1,216,798	878,483
	利 益 剰 余 金 計	22,373,758	1,818,136	1,288,689	22,903,204
処 分 未 済 持 分		▲ 11,602	▲ 10,808	▲ 11,602	▲ 10,808
合 計		24,778,473	1,889,070	1,386,831	25,280,711
摘 要： 出資1口金額 1,000円					

(注1) 令和5年度の剰余金処分にに基づき、施設投資積立金705,157千円、リスク対策積立金320,000千円、情報システム対策積立金6,639千円増加している。

(注2) 令和6年度に情報システム対策積立金24,055千円、税効果調整積立金47,835千円を取崩している。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、％)

種 類		当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期 償却額	減価償却 累計額	償却 累計率
有 形 固 定 資 産	建 物	9,713,514	30,319	43,263	9,700,570	236,035	5,065,498	52.22
	構 築 物	1,468,583	2,735	20,068	1,451,250	53,133	1,090,797	75.16
	機 械 装 置	2,563,663	19,826	8,887	2,574,602	54,981	2,489,172	96.68
	車 輛 運 搬 具	17,467	-	780	16,686	1,325	15,360	92.05
	器 具 備 品	646,750	20,489	18,708	648,530	43,541	555,424	85.64
	土 地	3,975,761	-	-	3,975,761			
	リ ー ス 資 産	390,226	258,973	11,823	637,376	55,991	388,817	61.00
	計	18,775,968	332,344	103,532	19,004,779	445,008	9,605,070	
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア	11,067	-	5,598	5,468	5,598		
	水道施設利用権	120	-	82	38	82		
	その他無形固定資産	669	-	2	666	2		
	計	11,857	-	5,683	6,173	5,683		
合 計		18,787,825	332,344	109,216	19,010,953	450,692	9,605,070	

(注1) 当期償却額には、事業外費用に計上している県域共同出資会社賃貸資産償却10,608千円が含まれている。

(注2) リース資産の当期増加額は、主に信用事業における営業店システム導入に関する機器の取得によるものである。

3. 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	愛知県信用農業協同組合連合会	8,707,260	3,096,980	-	11,804,240
	愛知県経済農業協同組合連合会	600,000	-	-	600,000
	愛知県厚生農業協同組合連合会	500	-	-	500
	農 林 中 央 金 庫	21,050	-	-	21,050
	全国農業協同組合連合会	500	-	-	500
	全国共済農業協同組合連合会	2,018,900	-	-	2,018,900
	全国開拓農業協同組合連合会	9,810	-	-	9,810
	計	11,358,020	3,096,980	-	14,455,000
系 統 外 出 資	株式会社 J A ハートホームサポート	3,000	-	-	3,000
	株式会社 J A あいちエネルギー	4,600	-	-	4,600
	株 式 会 社 農 協 観 光	0	-	-	0
	株式会社東三河食肉流通センター	41,100	-	-	41,100
	大 一 青 果 株 式 会 社	305	-	-	305
	株 式 会 社 日 本 農 業 新 聞	50	-	-	50
	豊橋協同プロパンガス有限会社	100	-	-	100
	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	50,000	-	-	50,000
	その他				
	愛知県農業信用基金協会	72,820	-	-	72,820
	愛知県養豚農業協同組合	0	-	-	0
	計	171,975	-	-	171,975
子 会 社 等	株式				
	株式会社 J A あぐりパーク食彩村	37,500	-	-	37,500
計		37,500	-	-	37,500
合 計		11,567,495	3,096,980	-	14,664,475

4. 引当金の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	441,867	376,858	9	441,858	376,858
一般貸倒引当金	159,402	149,699	－	159,402	149,699
うち信用事業	141,087	133,700	－	141,087	133,700
うち購買事業	16,438	14,464	－	16,438	14,464
うち販売事業	1,595	1,424	－	1,595	1,424
うち利用事業	239	84	－	239	84
うち事業外	41	25	－	41	25
個別貸倒引当金	282,464	227,159	9	282,455	227,159
うち信用事業	113,024	69,602	－	113,024	69,602
うち購買事業	166,501	155,880	9	166,492	155,880
うち利用事業	2,939	1,676	－	2,939	1,676
賞 与 引 当 金	140,385	138,796	140,385	－	138,796
退 職 給 付 引 当 金	660,778	61,729	214,033	－	508,475
役員退職慰労引当金	28,547	7,965	－	－	36,512
ポ イ ン ト 引 当 金	62,447	59,802	－	62,447	59,802
特例業務負担金引当金	314,808	7,369	40,272	－	281,905

(注1) 引当金の計上理由及び算定方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載している。

(注2) 貸倒引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額である。なお、損益計算書の表示上、繰入額と戻入額を相殺した額で表示している。

(注3) ポイント引当金の当期減少額その他は、洗替処理による戻入額である。

(注4) 特例業務負担金引当金の当期減少額その他は、当期末時点の計算による戻入額である。

5. 子会社等との間の取引の明細並びに子会社等に対する債権及び債務の増減

(1) 子会社との取引の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
(株) J A あぐり パーク食彩村	うち信用事業	1,269	710	貸出金利息、貯金利息等
	うち購買事業	16,750	-	ガス代、米等
	うち販売事業	5,157	-	野菜等
	うち賃貸料	2,002	-	地代
	そ の 他	197	1,213	広報品代等
合 計		25,376	1,923	

(2) 子会社に対する債権及び債務の増減

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	債 権			債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
(株) J A あぐり パーク食彩村	金 銭 の 貸 付	130,034	104,032	▲ 26,002	-	-	-
	貯 金	-	-	-	395,253	444,224	48,971
	購 買 未 収 金	167	94	▲ 73	-	-	-
	販 売 未 収 金	593	569	▲ 24	-	-	-
合 計		130,796	104,696	▲ 26,100	395,253	444,224	48,971

6. 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書 科目	内訳科目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	80,640
	給 料 手 当	2,228,310
	(うち賞与引当金繰入)	(138,796)
	雑 給	435,929
	福 利 厚 生 費	474,057
	退 職 給 付 費 用	61,729
	特例業務負担金引当金繰入	7,369
	役員退職慰労引当金繰入	7,965
	計	3,296,002
業 務 費	会 議 費	8,320
	接 待 交 際 費	1,533
	宣 伝 広 告 費	35,931
	通 信 費	41,066
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	45,418
	図 書 ・ 研 修 費	24,185
	業 務 委 託 費	321,455
	旅 費	6,164
	組 合 員 福 利 厚 生 費	393
	計	484,469
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	143,997
	支 払 賦 課 金	18,159
	分 担 金	31,790
	計	193,947
施 設 費	減 価 償 却 費	440,083
	長 期 前 払 費 用 償 却 費	3,198
	保 守 修 繕 費	134,499
	保 険 料	21,016
	水 道 光 熱 費	94,045
	賃 借 料	142,541
	消 耗 備 品 費	9,943
	車 輻 費	22,797
	施 設 管 理 費	51,247
	そ の 他 施 設 費	22
	計	919,395
そ の 他 事 業 管 理 費		34,754
合 計		4,928,569

令和6年度剰余金処分案

(単位：円)

項 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	878,483,748
2. 任 意 積 立 金 取 崩 額	781,891
(1) 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	781,891
3. 剰 余 金 処 分 額	787,340,937
(1) 任 意 積 立 金	574,055,054
施 設 投 資 積 立 金	100,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	450,000,000
情 報 シ ス テ ム 対 策 積 立 金	24,055,054
(2) 出 資 配 当 金	54,499,570
(3) 事 業 分 量 配 当 金	158,786,313
4. 次 期 繰 越 剰 余 金	91,924,702

(注1) 出資配当金は年2.3%の割合とする。

(注2) 事業分量配当金基準

- ・ 営農販売 1,000円につき 8円78銭
- ・ 畜産販売 1,000円につき 3円60銭
- ・ 産直販売 1,000円につき 8円78銭

※事業分量配当金については、外税扱いとして別途消費税を支払う。

(注3) 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額及び剰余金処分後積立額は次のとおりである。

(単位：円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
施 設 投 資 積 立 金	中長期的に予定する施設取得等の資金準備のために積立を行い、取得した年度において自己資金相当額を取崩す。	5,000,000,000	3,700,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の処分・減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失等の発生に備えて相当額を積立る。多額の損失等が発生した場合には、相当額以内で取崩す。	5,000,000,000	3,070,000,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行う。取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を5年にわたり均等に取崩し、その他は費用相当額を発生年度に取崩す。なお、令和6年度は24,055,054円取崩している。	620,000,000	620,000,000
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固定資産を取得し、税務上圧縮記帳する金額を積立て、減価償却資産に係るものは各事業年度、土地に係るものは処分した年度に取崩す。		80,311,416
税 効 果 調 整 積 立 金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行い、取崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取崩す。なお、令和6年度は47,835,581円取崩している。		376,676,529
記 念 事 業 積 立 金	合併記念等、記念事業に要する費用の資金準備のため積立を行い、実施した年度に相当額を取崩す。	50,000,000	50,000,000

(注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため繰越額40,000,000円が含まれており、地域農業の振興のための取組みを進めていく。

独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和7年5月20日

豊橋農業協同組合
理事会 御中みのり監査法人
東京都港区指定社員 公認会計士 葛西 利彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 高橋 浩彦
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、豊橋農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別の明細並びに子会社等の財務状況である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、豊橋農業協同組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月30日

豊橋農業協同組合

代表監事	夏目 陽一郎	㊞
常勤監事	西郷 和久	㊞
監事	鷹羽 紀美子	㊞
監事	中村 美恵	㊞
監事	金子 親夫	㊞
監事	柴田 隆夫	㊞
監事	山本 浩司	㊞
監事	那須 博人	㊞

監事那須博人は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

令和6年度〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	13,084,408	2,296,020	1,254,147	7,537,887	1,986,390	9,962	
事業費用 ②	7,570,453	402,847	57,013	5,770,942	1,327,811	11,839	
事業総利益 (①－②) ③	5,513,954	1,893,173	1,197,134	1,766,944	658,579	▲ 1,876	
事業管理費 ④	4,928,569	1,473,722	900,437	1,679,893	751,562	122,954	
（うち減価償却費 ⑤）	(440,083)	(107,526)	(54,544)	(183,680)	(89,417)	(4,914)	
（うち人件費 ⑤'）	(3,296,002)	(886,249)	(729,653)	(1,086,742)	(488,685)	(104,671)	
うち共通管理費 ⑥		404,451	217,006	396,797	151,566	18,708	▲ 1,188,529
（うち減価償却費 ⑦）		(53,337)	(28,617)	(52,328)	(19,988)	(2,467)	(▲ 156,738)
（うち人件費 ⑦'）		(184,626)	(99,060)	(181,132)	(69,188)	(8,540)	(▲ 542,547)
事業利益 (③－④) ⑧	585,385	419,451	296,696	87,051	▲ 92,983	▲ 124,831	
事業外収益 ⑨	318,243	113,032	54,011	108,572	37,970	4,656	
うち共通分 ⑩		100,665	54,011	98,760	37,724	4,656	▲ 295,818
事業外費用 ⑪	30,712	10,670	5,246	10,450	3,891	454	
うち共通分 ⑫		9,777	5,246	9,592	3,664	452	▲ 28,733
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	872,915	521,813	345,462	185,173	▲ 58,904	▲ 120,629	
特別利益 ⑭	561	191	102	187	71	8	
うち共通分 ⑮		191	102	187	71	8	▲ 561
特別損失 ⑯	1,429	356	102	302	659	8	
うち共通分 ⑰		191	102	187	71	8	▲ 561
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	872,047	521,648	345,462	185,059	▲ 59,492	▲ 120,629	
営農指導事業分配賦額 ⑲		41,403	26,180	38,642	14,402	▲ 120,629	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	872,047	480,245	319,281	146,416	▲ 73,895		

(注1) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注2) 損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しているが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しない。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(配置人員構成比＋人件費を除いた事業管理費構成比＋事業総利益構成比)／3

(2) 営農指導事業

各事業総利益構成比

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	34.03	18.26	33.39	12.75	1.57	100.00
営農指導事業	34.32	21.70	32.04	11.94	－	100.00

令和6年度事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
当 座 性 貯 金	155,225,696
定 期 貯 金	161,680,445
定 期 積 金	911,586
合 計	317,817,728

(2) 貸出金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
手 形 貸 付 金	1,033,365
証 書 貸 付 金	55,779,089
当 座 貸 越	554,440
合 計	57,366,895

(3) 預金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
系 統 預 金	233,837,276
系 統 外 預 金	39,855
合 計	233,877,132

(注) 系統預金とは、愛知県信用農業協同組合連合会への預金である。

(4) 有価証券

(単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	9,347,078
地 方 債	6,586,970
政 府 保 証 債	900,890
社 債	12,382,336
株 式	244,377
受 益 証 券	474,418
合 計	29,936,070

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		件 数	金 額
生命系	終身共済	25,634	178,202,525
	定期生命共済	745	7,779,300
	老生共済	8,794	34,140,628
	うちこども共済	6,019	19,248,841
	医療共済	15,097	5,132,350
	がん共済	4,397	525,000
	定期医療共済	491	992,900
	介護共済	2,607	5,291,883
	認知症共済	286	
	生活障害共済	1,200	
建 物 系	特定重度疾病共済	1,140	
	年金共済	19,393	540,500
	建物更生共済	29,612	485,957,000
合 計		109,396	718,562,087

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。))を記載している。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医療共済	15,097	51,107
がん共済	4,397	1,166,600
定期医療共済	491	23,361
		2,379
合 計	19,985	76,847
		1,166,600

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額である。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介護共済	2,607	6,971,312
認知症共済	286	489,700
生活障害共済(一時金型)	940	6,336,600
生活障害共済(定期年金型)	260	252,440
特定重度疾病共済	1,140	1,265,900

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載している。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年金開始前	15,059	6,999,769
年金開始後	4,334	2,064,562
合 計	19,393	9,064,331

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載している。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火災共済	1,850	24,625,090	18,842
自動車共済	27,789		1,179,254
傷害共済	24,119	36,180,200	22,517
定額定期生命共済	4	14,000	102
賠償責任共済	487		1,640
自賠責共済	8,927		148,598
合 計	63,176		1,370,956

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載している。

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目			当期購買品供給取扱高
生産資材	肥料	料	1,381,993
	農薬	料	867,193
	飼料	料	1,766,944
	畜産	産	43,068
	園芸	芸	1,437,308
	種苗	苗	497,095
	農機具	具	347,112
	重油	油	888,430
計			7,229,146
生活物資	生活用品・設備		229,957
	電気製品耐久資材		9,944
	自動車		402,593
	LPGガス・器具		307,182
	店舗購買品		1,381,988
	その他		5,762
計			2,337,429
合 計			9,566,576

(注) 当期購買品供給取扱高は、当期購買品供給高に、当期組合が代理人として行った取引に係る仕入相当額及び購買手数料を加えた金額を記載している。

4. 販売事業

(単位：千円)

種 類	当期販売品販売取扱高
米	294,450
麦	15,287
豆・雑穀	3
野菜	15,505,968
果実	2,289,420
花卉・花木	950,424
畜産物	2,512,648
産直品・工芸品	666,821
合 計	22,235,023

(注) 当期販売品販売取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示している。

5. 保管事業

(単位：千円)

（単位：千円）

項 目		当期実績
収 益	保 管 料	2,185
	荷 役 料	1,653
	計	3,839
費 用	保 管 材 料 費	81
	保 管 雑 費	477
	計	558
差 引		3,281

6. 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		当期実績
収 益	住 宅 等 建 設 収 益	12,552
	仲 介 幹 旋 手 数 料	13,249
	宅 地 等 受 入 手 数 料	26,959
	そ の 他 収 益	356
	計	53,118
費 用	宅 地 等 供 給 費	649
	仲 介 幹 旋 費	1,049
	宅 地 等 支 払 手 数 料	370
	計	2,069
差 引		51,048

7. 指導事業収支

(単位：千円)

項 目		当期実績
収 入	指 導 補 助 金	2,286
	指 導 実 費 収 入	6,531
	指 導 雑 収 入	7,971
	計	16,789
支 出	営 農 改 善 費	7,530
	生 活 文 化 改 善 費	4,329
	教 育 情 報 費	6,804
	組 織 育 成 費	5,689
	計	24,354
収支差額		▲ 7,564

8. 利用事業

(単位：千円)

項 目	当期実績
事業収益	3,176
事業費用	-
事業総利益	3,176
事業管理費	2,411
事業利益	764

項 目	当期実績
事業収益	49,218
事業費用	19,593
事業総利益	29,624
事業管理費	38,160
事業利益	▲ 8,536

項 目	当期実績
事業収益	50,525
事業費用	23,864
事業総利益	26,660
事業管理費	17,345
事業利益	9,315

項 目	当期実績
事業収益	258
事業費用	-
事業総利益	258
事業管理費	-
事業利益	258

項 目	当期実績
事業収益	6,179
事業費用	2,523
事業総利益	3,655
事業管理費	447
事業利益	3,207

項 目	当期実績
事業収益	207,572
事業費用	134,303
事業総利益	73,268
事業管理費	90,300
事業利益	▲ 17,032

項 目	当期実績
事業収益	59,510
事業費用	24,549
事業総利益	34,960
事業管理費	44,438
事業利益	▲ 9,478

項 目	当期実績
事業収益	14,017
事業費用	10,301
事業総利益	3,716
事業管理費	27,859
事業利益	▲ 24,142

項 目	当期実績
事業収益	76,790
事業費用	26,353
事業総利益	50,436
事業管理費	56,673
事業利益	▲ 6,237

項 目	当期実績
事業収益	7,878
事業費用	2,470
事業総利益	5,408
事業管理費	10,027
事業利益	▲ 4,618

項 目	当期実績
事業収益	2,027
事業費用	761
事業総利益	1,266
事業管理費	1,925
事業利益	▲ 658

項 目	当期実績
事業収益	226,423
事業費用	194,235
事業総利益	32,187
事業管理費	21,495
事業利益	10,691

項 目	当期実績
事業収益	6,391
事業費用	2,461
事業総利益	3,930
事業管理費	-
事業利益	3,930

9. 労働保険組合委託事務

① 加入者

(単位：人)

事務委託者名	加入者
労働保険事務組合 豊橋農業協同組合	152
豊橋農業協同組合管内地区労災保険加入組合	66
中小事業主等	76
雇用労働者加入事業主	10

② 取扱実績

(単位：千円)

項 目	金 額
収 入 徴 収 保 険 料	12,276
支 出 支 払 保 険 料	11,365
差 額	911

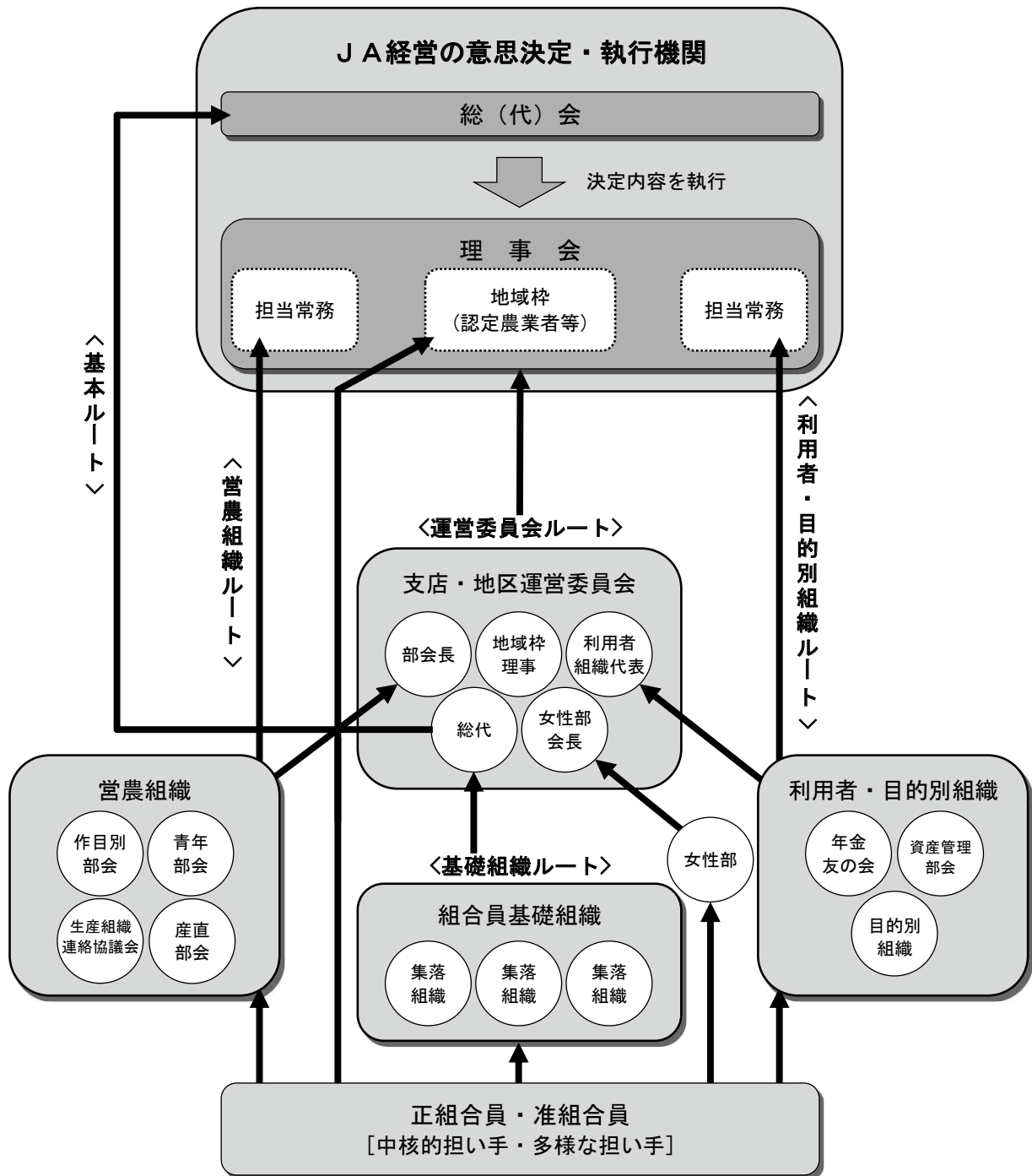
MEMO

当組合の組合員意思反映ルート

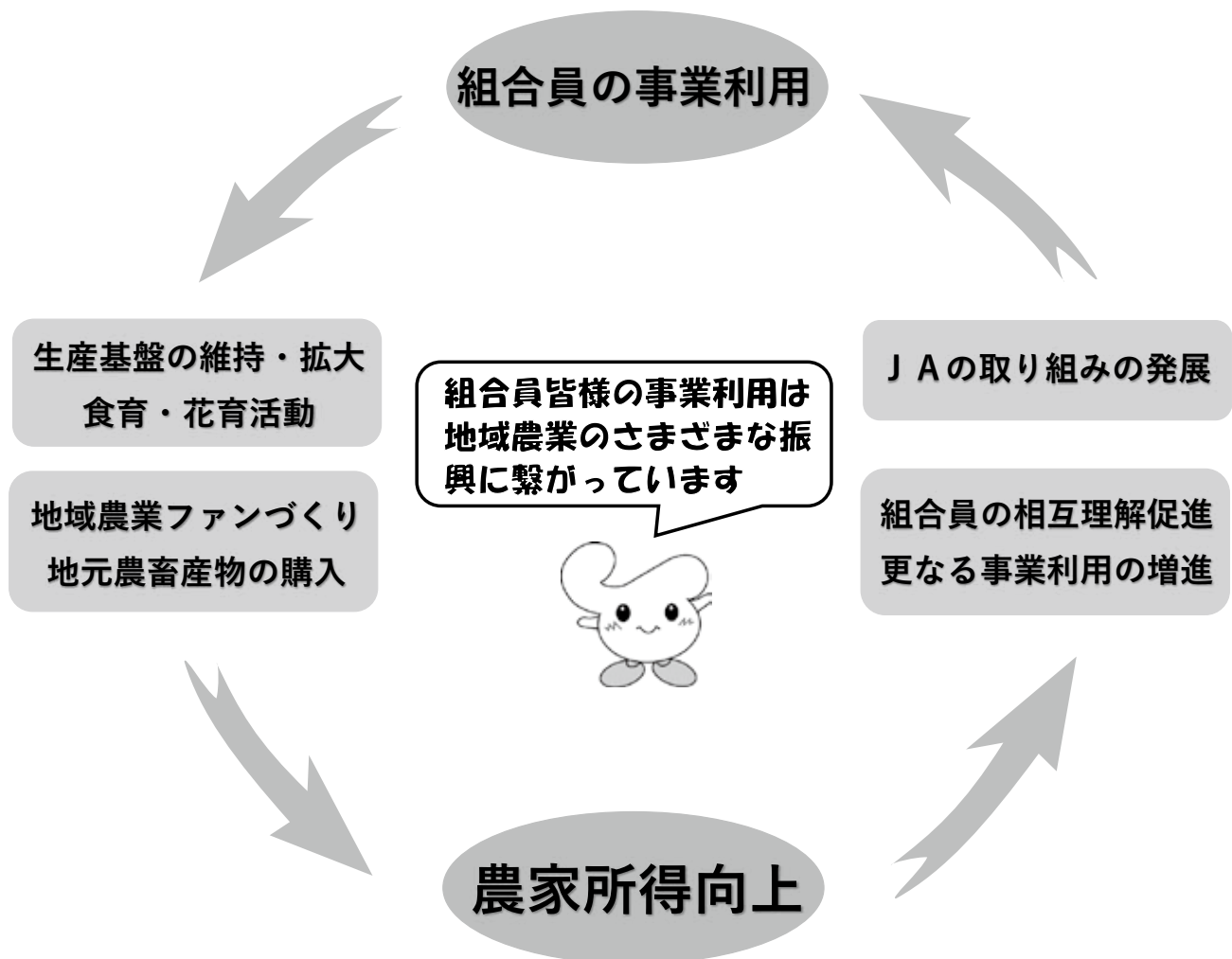
当組合の組織運営

協同組合は、組合員の事業利用、活動への参加・結集によって組合員ニーズに応えた効率的な事業運営を行うことができます。

そのため、JAでは支店協力委員会や作目別部会等各種ルートを通じて組合員の意思反映機会を充実させることにより、民主的な運営が有効に機能するよう努めています。



農業振興・地域貢献にかかる取組み



子会社等の財務状況

(株) J A あぐりパーク食彩村

第17期貸借対照表（令和7年3月31日現在）

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
[流動資産]		[流動負債]	
現金及び預金	593,308	買掛金	150,700
売掛金	521,233	未払金	115,784
棚卸資産	3,413	未払費用	10,569
その他流動資産	11,991	未払消費税	32
	56,669	預り金	3,525
		未払法人税等	366
[有形固定資産]	249,579	[固定負債]	108,752
建物	187,609	長期借入金	20,421
建物附属設備	120,939	リース債務	104,000
構築物	25,833		4,752
機械及び装置	8,719	負債合計	259,452
車両運搬具	8,840	純資産の部	
器具備品	131,401	[資本金]	50,000
リース資産	6,968	資本金	50,000
減価償却累計額	▲ 240,732	[利益剰余金]	544,907
		別途積立金	485,259
[無形固定資産]	952	繰越利益剰余金	59,648
[投資その他資産]	10,519	純資産合計	594,907
資産合計	854,359	負債・純資産合計	854,359

第17期損益計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

(単位：千円)

項目	金額	
[営業収益]	1,671,456	
売上高	1,671,456	
[営業費用]	1,395,452	
仕入高	1,385,471	
資材費	9,981	
営業総利益		276,003
[販売費及び一般管理費]		186,980
営業利益		89,023
[営業外収益]	2,200	
[営業外費用]	1,230	
経常利益		89,993
[特別利益]	-	
[特別損失]	84	
税引前当期純利益		89,909
法人税等	30,261	
当期純利益		59,648
当期首繰越利益		-
当期末処分利益		59,648

利益処分案

(単位：円)

項目	金額
1. 当期末処分利益	59,648,024
2. 利益処分額	59,648,024
3. 次期繰越利益	-

第2号議案の別紙

第8次総合中期計画の設定について（別冊）

第3号議案の別紙

令和7年度事業計画の設定について

基本方針

令和7年度は、第8次総合中期計画及び第17回愛知県JA大会決議事項の実践初年度となります。

事業計画策定にあたっては、第8次総合中期計画のテーマである『組合員・地域の夢と力を結集し、ともに成長する』を具現化するための『全国トップクラスの農業生産基盤の維持』、『組合員・地域とのむすびつき強化』、『ゆるぎないJA経営基盤づくり』の3つの基本方針及び第17回愛知県JA大会のテーマである「食・農・くらしの協同でつくる組合員の幸せ～JA版ウェルビーイング運動の実践～」を踏まえた事業計画の策定と実践に取り組んでいく必要があります。

次に、JAを取り巻く環境変化に対応すべく、当組合では引き続き「不断の自己改革」に取り組んでいきます。その一環として組合員との対話の範囲を拡大し、ニーズの的確な把握に努めつつ農家所得の向上ならびに生産コスト低減に取り組み、さらには必要な資金需要に応え地域活性化を図っていきます。加えて前総合中期計画から取り組んでいる収支構造の改善を継続実施することで、持続可能なビジネスモデルの構築を急ぐ必要があります。

以上のことを踏まえ、第8次総合中期計画初年度である令和7年度事業計画では、「JA豊橋がこの地にあり続ける」ため、当組合の経営理念を念頭に、組合員の営農とくらしの支援及び地域農業の振興と発展を第一に考え、一層の事業伸長に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

I. 営農部

事業方針

全国トップクラスの農業生産基盤を維持するため、農家所得の更なる向上と地域農業の持続的な発展をテーマとして、指導機能を軸に販売及び購買機能を強化し、安定した農業経営の実現を支援します。また生産組織との連携を強化し、次世代の担い手確保と育成支援体制の整備を進めていきます。

販売事業では、有利販売や労力軽減及び物流改善に繋がるよう、集荷体制や出荷規格・選別基準の見直しに着手します。また重点市場や重点顧客との関係性を更に深化させ、生産現場の実情の理解醸成を図り、豊橋産農畜産物の認知度向上・消費拡大に努めるとともに、交渉力を強化すべく、販売担当者の人材育成を進めます。

購買事業では、引き続き銘柄の集約や仕入の強化等を実践するとともに、昨年開催したオータムフェアの更なる充実を図る等、より安価に提供できる企画・提案を通じて、生産コストの低減・抑制に努めます。

また農家支援体制の強化を図るため、営農相談員の資質向上が急務であるとの認識のもと、テーマとして掲げている「言われる前に相手の立場になって速やかに行動する」ことが出来る人材の育成に努めます。

重点目標	具体的な施策
①高品質・高収益に向けた農業生産力の強化	・気候変動に伴う高温対策について、高温化対策本部を中心に、関係機関と連携して高温耐性品種や高温ストレス緩和資材の試験等を実施・選定を行い、対応策を講じていきます ・病虫害発生予察アプリを活用し、タイムリーな発生予察と適期防除の情報発信に努めます ・各畜種に適した生産性の高い配合飼料を推進し、コスト低減や高品質生産に繋がる提案を行います
②農畜作物の付加価値向上と販売力強化	・冷蔵施設を活用した安定供給体制の確立を目指します ・実需に合わせた容量・規格・選別基準の見直しを進め、生産者の労力軽減と手取りの最大化を図ります ・多種多様な品目を活かした各種イベントの開催や、SNS等を通じて豊橋産農畜産物の魅力を発信し、消費拡大を図ります
③農家経営の安定化と生産コストの低減・削減支援の充実	・露地品目では作付相談会、施設品目では農家支援活動による課題解決に向けた伴走支援の充実を図ります ・生産コスト低減のため、大口企画肥料銘柄の見直しや各種特別取りまとめ、フェア等を開催し資材の提案・充実に努めます ・価格抑制のための仕入強化に向け、銘柄集約の取り組みや近隣JAとの広域共同仕入品目の拡大を目指します

重点目標	具体的な施策
④次世代につなぐ農業生産基盤の維持	・重点組織との連携を強化し、育成研修や農業施設情報バンク（仮称）の構築を目指します ・農地中間管理事業の理解醸成に向けて、関係機関と連携して情報発信に努めます
⑤農家支援体制の強化	・営農相談員の役割を明確化し、販売に繋がる指導及び購買を中心とした農家支援を担う人材の育成に努めます ・出向く体制の阻害要因となる業務を、営農相談員から切り離すよう、体制整備の検討を進めます

① 営農販売の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
米	309,741	277,676
秋 冬 穀	6,412,851	5,092,480
春 夏 作	686,369	613,056
洋 芸 作 菜	616,886	672,626
工 芸 物	6,065	9,400
周 年	755,351	737,790
葉 茎 菜	149,565	118,840
施 設	6,884,944	7,149,089
果 樹	2,289,420	2,103,742
花 き	950,424	955,065
合 計	19,061,619	17,729,764

② 営農購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
肥 料	1,381,993	1,387,781
農 薬	867,193	874,400
生 産 資 材	260,828	292,150
施 設 資 材	185,904	155,500
販 売 資 材	990,575	1,091,000
種 苗	497,095	518,000
重 油	888,430	826,272
合 計	5,072,021	5,145,103

③ 畜産販売の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
肉 豚	1,186,514	1,074,744
肉 牛	590,301	566,150
子 豚	2,562	-
子 牛	342,781	321,600
鶏 卵	387,703	260,400
鶉 卵	2,784	2,592
合 計	2,512,648	2,225,486

④ 畜産購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目				令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
養	鶏	配	合	1,404,613	1,465,826
養	豚	配	合	207,583	207,415
養	牛	配	合	131,633	130,000
配	合	飼	料	1,743,831	1,803,241
粗		飼	料	22,552	26,065
単	味	飼	料	561	720
飼		料	計	23,113	26,785
畜	産	資	材	30,583	24,580
ヒ			ナ	116	-
素			豚	12,368	12,320
畜		産	計	43,068	36,900
	合	計		1,810,013	1,866,926

Ⅱ．経済部

事業方針

農機・自動車・生活燃料事業においては、知識・資格を持つ人材の育成による組織力の向上と、安定したサービスの提供・利用者の満足度向上に努めます。また積極的な情報発信と推進活動を実施し、利用者との更なる関係深化を図り、事業基盤の維持・拡大に努めます。

店舗産直事業においては、販売促進イベントや季節に合わせた売り場づくりに努め、店舗の販売力強化を図ります。また産直組織基盤維持に向け現地指導体制を強化するとともに、産直部会員の農業経営継続支援に努め、産直出荷品の品質向上と安定出荷を目指します。

資産相談事業においては、多様化する組合員の相談にワンストップで対応できる人材と機能強化を図るとともに、出向く体制強化によるサービスの向上にも努めます。

重点目標	具体的な施策
①農機事業の維持拡大	・多様化する顧客ニーズを把握し、スマート農業にマッチした付加価値のあるサービス・新技術の提案・提供に努めます ・安定した質の高い整備を提供していくために、研修会への参加や資格取得を促し、将来を見据えた人材育成に努めます
②自動車事業の維持拡大	・既存顧客との更なる関係性強化のため、全在庫車両を対象に愛車無料点検を実施し、満足度向上に努めます ・信頼される工場づくりを目指し、職員のスキルアップと、将来を見据えた育成に努めます
③生活燃料事業の利用拡大	・既存利用者を対象とした、お礼訪問及び器具確認訪問時におけるプラスワン推進の徹底により更なる事業利用の促進に努めます ・業務の標準化に向けたジョブローテーションの実施により、組織及び個人における利用者対応力の向上に努めます
④産直部会・店舗の活性化	・産直品取扱量を増加するため、店長・担当者・指導員が既存会員へ訪問します。また、共販出荷者にも産直出荷を依頼し、農協の強みである安全・安心・新鮮な産直品と管内共選品を中心とした売り場づくりを目指します ・売上点数分析による各販売品の回転率を把握し、売れ筋・死筋を踏まえた商品ラインナップの見直しを図ります
⑤相談事業の機能強化	・定期的な税相談・土地活用相談会を開催するとともに、相談対応時には組合員宅や最寄り支店へ出向くなど、組合員の相談に寄り添った対応により、満足度向上に努めます ・積極的な研修への参加や資格取得により、職員のスキルアップを図り、組合員の相談にワンストップで対応できる体制づくりに努めます

① 農機購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
大 型 機 械	30,770	35,500
大 型 作 業 機	41,116	27,000
耕 耘 機 テ ー ラ ー	6,371	7,500
稲 作 機 械 類	20,112	21,000
特 殊 作 業 機	29,143	23,000
調 整 機 ・ 加 温 機	11,937	11,500
動 力 防 除 機 類	5,917	7,000
小 農 具	18,816	21,000
農 機 部 品	147,259	139,500
整 備 料	35,665	47,000
合 計	347,112	340,000

② 自動車購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
車 検 ・ 部 品	92,563	99,550
一 般 整 備	48,040	48,000
鈑 金 修 理	31,181	25,200
自 動 車 (新 車)	188,236	209,000
中 古 自 動 車	40,437	45,000
廃 車 ・ 名 変	2,133	2,320
合 計	402,593	429,070

③ 店舗購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
産 直 プ ラ ザ ニ 川	421,680	421,500
J A ファーマーズ [®] マーケット吉田方店	463,099	478,000
産 直 プ ラ ザ 岩 田	136,738	127,020
グ リ ー ン セ ン タ ー 磯 辺	205,367	223,800
ジ ョ イ フ ル 杉 山	52,761	11,590
フ ル ー ツ シ ョ ッ プ ゆ め 彩 館	45,620	50,500
米 販 売 所	51,976	35,774
生 活 セ ン タ ー	4,743	4,952
合 計	1,381,988	1,353,136

④ 店舗販売の取扱高計画

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
産 直 プ ラ ザ ニ 川	118,199	120,500
J A ファーマーズ [®] マーケット吉田方店	181,118	179,000
産 直 プ ラ ザ 岩 田	152,368	145,000
グ リ ー ン セ ン タ ー 磯 辺	191,432	192,000
ジ ョ イ フ ル 杉 山	17,636	3,400
合 計	660,755	639,900

⑤ 生活燃料購買の取扱高計画

(単位：千円)

項 目				令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
L	P	ガ	ス	277,140	272,000
ガ	ス	器	具	30,041	29,000
一	般	設	備	208,635	202,000
組	織	購	買	3,370	3,800
耐	久	資	材	4,859	4,100
電	気	製	品	5,085	5,000
法			事	419	300
葬	祭	耐	久	5,342	4,600
そ		の	資	17,951	15,200
			材		
			他		
合 計				552,846	536,000

⑥ 宅建事業の取扱高計画

(単位：千円)

項 目				令和 6 年度実績	令和 7 年度計画
住	宅	等	建	12,552	6,000
仲	介	幹	旋	13,249	13,000
宅	地	等	受	26,959	22,600
宅	建	等	供	356	-
			給		
			雑		
			収		
			入		
合 計				53,118	41,600

Ⅲ. 金融部

事業方針

「金利のある世界」が定着化し金融機関における競争が激化するなかで、「農業」「暮らし」「地域」を基軸とした金融仲介機能の深化（つながり強化戦略）に努めます。

「農業」では、JAの総合事業の強みを活かした他事業との連携強化により、農業経営コンサルタント機能を向上することで農業者との関係を構築し、農業専門金融機関として負託に応えることができるよう取り組みます。

「暮らし」では、多様化する組合員・利用者の高度な相談ニーズに対応すべく、計画的な人材育成に努めて相談機能の態勢強化を図るとともに、組合員・利用者へよりそった活動を通じて、“JA豊橋に相談してよかった”と信頼される取組みに努めます。

さらに、「地域」においては、組合員・地域利用者との関係強化を目指して、各種イベント等での「対面」によるものとSNS等による情報発信やデジタル技術を活用した「非対面」による両面からのアプローチにより、地域との接点を創出して地域に根差した金融機関として地域活性化に貢献するよう努めます。

重点目標	具体的な施策
①貯金・貸出金残高の維持・伸長	・組合員および利用者のニーズによりそい、ライフプランコンサルタント（LPC）による資産形成・相続などの総合的な相談機能の充実に努めます ・金融渉外担当者等によるよりそい活動を起点とした利用者ニーズの掘り起こしによる「JA豊橋ファン」づくりに努めます ・ローンセンター機能の発揮と迅速、丁寧かつ正確なお客様対応により、利用者との信頼関係の構築に努めます
②農業コンサルタント機能の強化	・農業融資担当による農家組合員への定期的な訪問活動により、潜在的な資金ニーズの掘り起こしとつながり強化に努めます ・農業経営アドバイザー資格の取得などで知識の向上を目指すことにより、農業相談機能の強化に努めるとともに、多様化する農業資金の円滑な資金融通に取り組みます
③長期安定的な収益確保を目指したポートフォリオの構築	・先行きの不確実性を踏まえ、あらゆる相場展開を意識するとともに、運用と調整のバランスに注意しつつ、収益管理とリスク管理のPDCAサイクルの確立を目指します
④コンプライアンス意識の醸成・事務の堅確化	・継続的な研修等の実施による、コンプライアンス意識の醸成に努めます ・全信用事業担当職員のマネロン等に関連する資格取得を目指します ・リアルとデジタル双方の確立による事務の効率化および堅確化に努めます

① 貯金及び貸出金計画

（単位：千円）

項 目	令和6年度実績	令和7年度計画
貯 金 ・ 定 期 積 金	317,817,728	317,820,000
貸 出 金	57,366,895	58,800,000

② 運用資金計画

（単位：千円）

項 目	令和6年度実績	令和7年度計画
預 金	233,877,132	223,670,000
有 価 証 券	29,936,070	42,000,000

IV. 共済部

事業方針

組合員・利用者のニーズ・ライフスタイルが多様化しており、生損保は付加価値向上に向けたサービス等を展開している中、J Aの強みを活かした寄り添う活動として一人ひとりにアフターフォローとしての近況確認をより丁寧に実施し、共済本来の役割が果たせるように努めます。その後、顧客自身の意向・価値観・ライフプラン等に応じた最適な保障・サービスを「ひと・いえ・くるま」の総合的に提案し、本人ならびにご家族も含めて十分に納得いただけるような組合員・利用者本位の推進活動の実践により、安心をお届けするとともに、新たな接点づくりとして次世代・若年層へのアプローチを積極的に取り組み繋がり強化に努め、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

また、豊かで安心して暮らせる地域社会づくり及び地域農業の更なる活性化を目指して、地域・農業への貢献活動を展開していきます。

更に、事務レベルの高位標準化を実践し、事務の効率化を図り、事務負荷軽減により創出された余力を利用者対応力に活用し、利用者満足度向上に繋がる体制構築に取り組みます。

重点目標	具体的な施策
①組合員・利用者のC S向上	・対面、非対面による「3 Q活動」及び丁寧な「あんしんチェック」を実践し、組合員・利用者との長期的な関係性強化に努めます ・組合員・利用者の立場・気持ちに立った事故連絡時対応及び平日現場急行サービスの実施により「安心感」「信頼感」を提供します ・丁寧な説明による各種手続きならびに契約引受・支払いの迅速化を実践し、利用者満足度向上を図ります ・W e bマイページの登録促進による顧客の利便性向上を図ります
②業務の効率化	・事務指導係による支店巡回や研修会等の実施により事務スキル向上を図り、業務の効率化に努めます
③コンプライアンス態勢強化	・不祥事未然防止としてキャッシュレス・ペーパーレス手続きの更なる浸透を図ります
④人材育成	・質の高いライフプランニングの提供に向け、税制や公的保障制度などの継続的・定期的な研修を実施するとともに資格取得の支援に取り組みます
⑤地域・農業への貢献	・「ひと・いえ・くるま・くらし」に関する地域貢献活動等を展開し、組合員・利用者・地域住民との繋がり強化を図ります

共済事業計画

(単位：ポイント)

項 目	令和6年度実績	令和7年度計画
基 盤 ポ イ ン ト	6,400,300	5,590,000
推 進 総 合 ポ イ ン ト	17,258,200	16,500,000
保 有 ポ イ ン ト	32,225,000	31,771,000

V. 管理部門（監査室・リスク管理部・総合企画部・総務部）

事業方針

第8次総合中期計画の実践初年度にあたり、基本方針となる『全国トップクラスの農業生産基盤の維持』、『組合員・地域とのむすびつき強化』、『ゆるぎないJA経営基盤づくり』の実現に向け、計画に対する進捗管理に努めながら魅力溢れるJA豊橋づくりに取り組みます。

組合員、利用者に向けては、各種イベントがより魅力的な内容となるよう見直しを図りながら開催に取り組みます。また、情報発信については広報誌・SNSを活用した発信の充実を図るとともにホームページの刷新を進めます。

職員採用については、引き続き人材情報サービスを活用した柔軟な採用を行うとともに関係法令の改正に合わせた多様な働き方への対応を進め、安定して業務が行える環境づくりに努めます。

組織運営ではデジタル技術の活用をはじめとする業務改善と効率化に継続して取り組み、拠点施設について大規模修繕に向けた計画策定を進める傍ら、遊休資産については条件が整った物件から有効活用、整理を進めます。

業務の適正処理により不祥事を未然に防止するため、リスクが高い項目や拠点を中心とした業務プロセスの確認に対する監査に取り組み、内部統制の強化を進めます。

リスク管理高度化の取組みとして、JA3線モデルの実効性の向上に努めます。また、JAの経営健全性確保のため、関係部署連携のもと、延滞債権の管理・回収の強化を図り、債権の保全に努めます。

重点目標	具体的な施策
①第8次総合中期計画の達成に向けた施策の実践	・第8次総合中期計画を職員へ浸透させ、各目標の進捗管理と実践の後押しに努めます
②JA豊橋の良さを活かせる活動の構築と拡充	・魅力溢れるPR活動の展開および豊橋産農畜産物を活用した魅力ある商品開発に取り組みます
③農協情報システムの適正な運用	・令和7年5月に予定されている農協情報システムのバージョンアップに向け、引き続き関係各所と連携・調整を図るとともに、バージョンアップ後のシステム習熟に対するサポート体制の強化を図ります
④豊橋の農業、JA豊橋の事業を知り理解促進につながる取組み	・ふれあいフェスタをはじめとする各種イベントにおける事業活動紹介のほか、広報誌「みのり」のほか、ホームページやSNS、メディアを介した情報発信を継続して行います
⑤業務改善と効率化	・デジタル技術の導入、活用をはじめ業務全般の見直しを進め、効率化と業務改善を図り管理費の抑制に努めます
⑥組合施設の維持管理	・組合施設の安定的な稼働のため、営農施設の大規模修繕計画とその他組合施設の維持管理計画の策定を進めます
⑦人材確保と多様な働き方への対応	・人材情報サービスを活用した柔軟な採用活動を通年で行うとともに、関係法令の改正に合わせ規程類を整備し、多様な働き方への対応を順次進めます

重点目標	具体的な施策
⑧内部監査による内部牽制の有効性検証	・ 監査結果に対し、牽制機能等に問題があると判断した業務プロセスに提言するよう努めます
⑨各部署における問題点の調査及び報告	・ 不適切な命令等の発生有無等を確認し、監事との連携によりガバナンスの強化に繋がります
⑩内部統制システム基本方針の適切な運用	・ 常勤理事と監事との意見交換会の議題として、「地域組合員の声」を含め、役員につなげ、理事の職務執行の一助となるよう努めます
⑪定期監査資料の段階的ペーパーレス化	・ ペーパーレス会議システムを活用し、監査室から始め、本店、最終的には全拠点までの浸透を目指します
⑫J A 3 線モデルの実効性向上	・ J A 全体及び 1 線部署における自主検査趣旨の浸透を図り、2 線部署の役割を明確化し、1 線部署・ 3 線部署との連携によるリスク管理の高度化に努めます
⑬長期固定化債権の解消	・ 不良債権処理方針に基づいた適切な債務者対応により、長期固定化債権の解消に努めます

総合財務計画

(単位：千円)

資産の部		負債・純資産の部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 信用事業資産	323,021,650	1. 信用事業負債	324,320,000
(1) 現金	1,030,000	(1) 貯金	317,820,000
(2) 預金	223,670,000	(2) 借入金	5,000,000
(3) 有価証券	38,174,650	(3) その他の信用事業負債	1,500,000
(4) 貸出金	58,800,000	2. 共済事業負債	920,000
(5) その他の信用事業資産	1,550,000	(1) 共済資金	310,000
(6) 貸倒引当金	▲ 203,000	(2) 未経過共済付加収入	590,000
2. 共済事業資産	8,000	(3) その他の共済事業負債	20,000
(1) その他の共済事業資産	8,000	3. 経済事業負債	1,285,000
3. 経済事業資産	2,546,000	(1) 経済事業未払金	1,100,000
(1) 経済事業未収金	2,250,000	(2) その他の経済事業負債	185,000
(2) 経済受託債権	80,000	4. 雑負債	850,000
(3) 棚卸資産	380,000	5. 諸引当金	1,204,000
(4) その他の経済事業資産	9,000	(1) 賞与引当金	140,000
(5) 貸倒引当金	▲ 173,000	(2) 退職給付引当金	650,000
4. 雑資産	380,000	(3) 役員退職慰労引当金	36,000
5. 固定資産	9,167,710	(4) ポイント引当金	60,000
(1) 有形固定資産	9,164,510	(5) 特例業務負担金引当金	318,000
(うち減価償却累計額)	(▲ 10,641,424)	負債合計	328,579,000
(2) 無形固定資産	3,200	1. 出資金	2,389,942
6. 外部出資	14,664,475	2. 利益準備金	9,906,456
(1) 系統出資	14,455,000	3. 特別積立金	4,794,550
(2) 系統外出資	171,975	4. 目的積立金	7,896,988
(3) 子会社等出資	37,500	5. 当期末処分剰余金	385,899
7. 繰延税金資産	1,615,000	6. その他の純資産	▲ 2,550,000
		純資産合計	22,823,835
資産合計	351,402,835	負債及び純資産合計	351,402,835

総合損益計画

(単位：千円)

項 目	金 額	項 目	金 額
1. 事 業 総 利 益	5,229,824	(9) 保 管 事 業 収 益	4,332
(1) 信 用 事 業 収 益	2,766,199	(10) 保 管 事 業 費 用	589
資 金 運 用 収 益	2,669,035	保 管 事 業 総 利 益	3,743
(うち預金利息)	(1,862,769)	(11) 利 用 事 業 収 益	805,822
(うち有価証券利息)	(255,791)	(12) 利 用 事 業 費 用	522,423
(うち貸出金利息)	(504,214)	利 用 事 業 総 利 益	283,399
(うちその他受入利息)	(46,261)	(13) 宅 地 等 供 給 事 業 収 益	41,600
役 務 取 引 等 収 益	83,051	(14) 宅 地 等 供 給 事 業 費 用	2,264
そ の 他 事 業 直 接 収 益	14,113	宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	39,336
(2) 信 用 事 業 費 用	951,274	(15) 指 導 事 業 収 入	23,086
資 金 調 達 費 用	800,599	(16) 指 導 事 業 支 出	35,430
(うち貯金利息)	(789,199)	指 導 事 業 収 支 差 額	▲ 12,344
(うち借入金利息)	(4,800)	2. 事 業 管 理 費	5,093,264
(うちその他支払利息)	(6,600)	(1) 人 件 費	3,445,038
役 務 取 引 等 費 用	28,134	(2) 業 務 費	553,927
そ の 他 事 業 直 接 費 用	122,541	(3) 諸 税 負 担 金	184,128
信 用 事 業 総 利 益	1,814,925	(4) 施 設 費	871,619
(3) 共 済 事 業 収 益	1,215,260	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	38,552
共 済 付 加 収 入	1,146,785	事 業 利 益	136,560
そ の 他 の 収 益	68,475	3. 事 業 外 収 益	201,964
(4) 共 済 事 業 費 用	59,850	(1) 受 取 出 資 配 当 金	139,006
共 済 事 業 総 利 益	1,155,410	(2) 貸 貸 料	32,267
(5) 購 買 事 業 収 益	8,133,137	(3) 雑 収 入	30,691
購 買 品 供 給 高	7,768,038	4. 事 業 外 費 用	36,571
購 買 手 数 料	292,058	(1) 雑 損 失	34,819
そ の 他 の 収 益	73,041	(2) そ の 他	1,752
(6) 購 買 事 業 費 用	6,806,924	経 常 利 益	301,953
購 買 品 供 給 原 価	6,694,680	5. 特 別 利 益	64,840
購 買 品 供 給 費	33,690	(1) 固 定 資 産 処 分 益	64,840
そ の 他 の 費 用	78,554	6. 特 別 損 失	12,295
購 買 事 業 総 利 益	1,326,213	(1) 固 定 資 産 処 分 損	2,885
(7) 販 売 事 業 収 益	647,410	(2) 固 定 資 産 撤 去 費 用	9,410
販 売 手 数 料	483,514	税 引 前 当 期 利 益	354,498
そ の 他 の 収 益	163,896	法人税・住民税及び事業税	90,836
(8) 販 売 事 業 費 用	28,268	当 期 剰 余 金	263,662
販 売 費	13,447	当 期 首 繰 越 剰 余 金	91,924
そ の 他 の 費 用	14,821	情報システム対策積立金取崩	30,313
販 売 事 業 総 利 益	619,142	当 期 未 処 分 剰 余 金	385,899

利用事業の計画

(単位：千円)

項 目		金 額
簡易郵便局	事業収益	3,130
	事業費用	-
	事業総利益	3,130
	事業管理費	2,160
	事業利益	970

項 目		金 額
ライスセンター	事業収益	51,860
	事業費用	20,748
	事業総利益	31,112
	事業管理費	30,534
	事業利益	578

項 目		金 額
育苗センター	事業収益	42,071
	事業費用	24,594
	事業総利益	17,477
	事業管理費	10,493
	事業利益	6,984

項 目		金 額
農作業受委託	事業収益	256
	事業費用	-
	事業総利益	256
	事業管理費	-
	事業利益	256

項 目		金 額
白米事業	事業収益	5,790
	事業費用	3,898
	事業総利益	1,892
	事業管理費	1,090
	事業利益	802

項 目		金 額
トマト選果場	事業収益	242,960
	事業費用	179,674
	事業総利益	63,286
	事業管理費	74,293
	事業利益	▲ 11,007

項 目		金 額
なす選果場	事業収益	74,639
	事業費用	32,483
	事業総利益	42,156
	事業管理費	48,176
	事業利益	▲ 6,020

項 目		金 額
予冷センター	事業収益	24,164
	事業費用	16,762
	事業総利益	7,402
	事業管理費	22,620
	事業利益	▲ 15,218

項 目		金 額
総合集出荷場	事業収益	101,728
	事業費用	35,396
	事業総利益	66,332
	事業管理費	39,781
	事業利益	26,551

項 目		金 額
花き集出荷場	事業収益	13,392
	事業費用	3,013
	事業総利益	10,379
	事業管理費	10,170
	事業利益	209

項 目		金 額
いちご育苗施設	事業収益	2,585
	事業費用	580
	事業総利益	2,005
	事業管理費	1,881
	事業利益	124

項 目		金 額
野菜育苗センター	事業収益	234,958
	事業費用	196,986
	事業総利益	37,972
	事業管理費	24,946
	事業利益	13,026

令和7年度 自己改革工程表

○不断の自己改革への取り組み

J A豊橋は、地域になくてはならないJ Aであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んで参ります。

①自己改革の取り組み

自己改革実践の基本的考え方【下線項目はK P I 設定】

令和6年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みとして、「単収向上に向けた栽培指導」「量販店での豊橋フェア開催」「中京地区の販売シェア率向上」「肥料・農薬の予約率向上」に組み、77頁記載の通りの実績を挙げました。令和7年度は組合員の皆様からのご意見等を踏まえ、以下の内容に取り組めます。

1. 訪問活動や意見交換会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
2. 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線の必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。

◆中心となる担い手などを対象として、次のことに取り組めます。

ア. 農業経営安定化に向けた経営支援の実践

イ. 重点顧客との取扱金額増加

ウ. 大口企画肥料銘柄の利用促進

◆多様な担い手などを対象として、次のことに取り組めます。

- ・産直出荷会員への積極的な声掛けによる出荷点数の増大

◆その他にも、次のことに取り組めます。

- ・集出荷システムを活用した出荷予約精度向上による有利販売

また、これらの取り組みにあたり必要な農業資金の供給にも取り組みます。

3. 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

②経営基盤の確立・強化

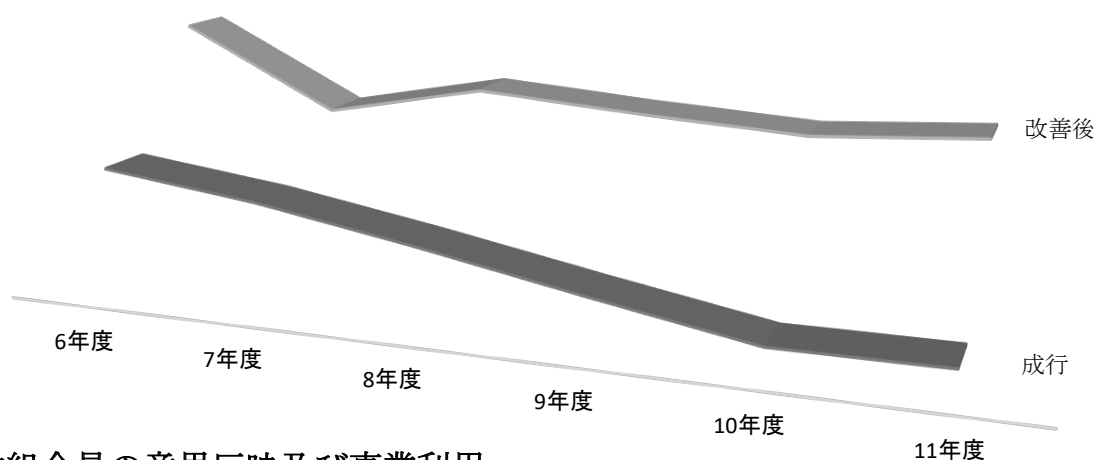
自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

令和6年度は組合員との対話に基づく経営基盤の確立・強化の取り組みとして「合理的かつ効率的な施設再編の検討」「産直店舗での産直出荷品目のイベント開催（各店舗）」に組みました。

しかしながら、J A豊橋として現状このまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行についてシミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業利益が大幅に減少する見通しとなりました。事業利益減少の要因はJ A全体の収支構造にあり、事業総利益が減少する中、人件費等の事業管理費が増加する見通しとなっていることが主な要因となっております。

総合事業の効率的な運営により健全で持続性のある経営を確保することが緊急の課題となっております。

【令和6年度時点の損益シミュレーション結果】



③准組合員の意思反映及び事業利用

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和6年度は組合員の意思反映に向けて「正組合員意見交換会」「准組合員向け広報誌による意見聴取」等に取り組みました。

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた組合員との意見交換会など対話のみならず、地域に根ざしたJAを目指して広報誌やホームページ、SNS等の仕組みを通じて「地域農業応援団」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の意見を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

令和 6 年度取組実績

① 自己改革の取組み	単収向上に向けた栽培指導	売上増加効果 (参考値)	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績
		《キャベツ》 67円／k g	5. 5t	4. 5t
		《トマト》 331円／k g	15. 0t	13. 2t
		《ミニトマト》 638円／k g	9. 6t	8. 5t
		《いちご》 1, 246円／k g	4. 9t	4. 8t
		《なす》 336円／k g	14. 0t	11. 7t
	量販店での豊橋フェア開催	売上増加効果 (参考値)	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績
		90千円／ 1 回	35回	35回
	中京地区の販売シェア率向上	コスト低減効果 (参考値)	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績
		54円／ケース	シェア率 15. 0%	シェア率 9. 3%
	肥料・農薬の予約率向上	コスト低減効果 (参考値)	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績
		《肥料》 当用価格×93%	予約率 81. 0%	予約率 80. 1%
		《農薬》 当用価格×96%	予約率 59. 0%	予約率 58. 2%
② 経営基盤の確立・強化	合理的かつ効率的な 施設再編の実施	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績	
		支店再編の実施 (13支店)	施設再編の検討	
	産直店舗での 産直出荷品目のイベント開催 (各店舗)	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績	
		各12回	二 川：5回 吉田方：8回 岩 田：2回 杉 山：1回 磯 辺：17回	
③ 組合員の意思反映	項 目	令和 6 年度計画	令和 6 年度実績	
	正組合員意見交換会	570名	564名	
	准組合員向け広報誌 による意見聴取	3回 (200名)	3回 (132名)	

令和 7 年度取組計画

① 自己改革の取組み	取組事項	効果 (参考値)	令和 7 年度計画
	農業経営安定化に向けた経営支援の実践	売上増加効果	【経営支援件数】
		露地品目 売上9.4%増	55件
		施設品目 売上6.6%増	42件
	重点顧客との取引拡大	売上増加効果	【取扱金額】
		販売単価16.2%増	1,685百万円
	大口企画肥料銘柄の利用促進	コスト低減効果額	【大口企画肥料銘柄取扱数量】
		24円/1袋	35,000袋

② 経営基盤の確立・強化	取組事項	令和 7 年度計画
	【営農部】 次世代の担い手確保・育成支援体制の整備	支援体制の検討
	【経済部】 産直出荷会員への積極的な声掛けによる出荷点数の増大	【産直出荷取扱点数】 上期：1,685千点 下期：1,695千点
	【金融部】 農業融資担当者を中心とした農業資金対応力強化	【農家訪問活動件数】 全体で600件
	【共済部】 共済専任渉外担当者による 3 Q 訪問活動を通じた組合員・利用者との関係性強化	【3 Q 訪問活動実施数】 400名/担当
	【管理部門】 施設再編及び内部組織体制の検証・検討	施設再編及び内部組織体制 の検討

③ 組合員の意思反映	取組事項	令和 7 年度計画
	正組合員意見交換会の実施	15回 (620名)
	准組合員意見交換会の実施	2回 (30名)
	各部会組織と意見交換会の実施	7回 (25名)
	広報誌を活用した組合員意見聴取	15回 (470名)

MEMO

報告事項 2 の別紙

JAバンク基本方針の一部変更について

JAバンク基本方針については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）は、JAバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、JAバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和6年6月21日開催の農林中金通常総代会および令和7年3月13日開催の農林中金臨時総代会において、JAバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJAバンク基本方針を次のとおり報告する。

（1）主な変更内容

- ・ 共済系統との連携強化に向けた対応（令和6年6月21日変更分）
 - ① JAバンク会員の役割等に農林中金および信連は「必要があるときは全共連と連携を図る」旨が追加された。
 - ② レベル格付指定基準（業務執行体制）の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、当該事件が「共済事業のみの不祥事件であって、JAバンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする」旨が追加された。
- ・ 健全性維持に向けた対応（令和7年3月13日変更分）
 - ① 「資産精査の実施基準」に、「資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（8%未満）」が追加された。
 - ② レベル格付指定基準（業務執行体制）について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの観点から以下2点が変更された。
 - ア 「「要改善JA（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合」を「再発JAにおいて、「要改善JA（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更された。
 - イ 「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」が、「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更された。

（2）変更後のJAバンク基本方針（本文）

変更後のJAバンク基本方針は、次のとおりである。

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1 J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (5) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク県本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するように指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
（注）信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1 J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限

を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールが発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。

- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

Ⅵ 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1、3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1－1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1－2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**の指定基準ならびに**別紙 5－1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5－2**による。
- 17 **別紙 2－2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1－1**、**別紙 1－2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2－2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2－2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	☐ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ☐ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ☐ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ☐ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	☐ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	☐ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統BISシステムを使用した経営状況に関する報告	
JA・信連は系統BISシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統BISシステムによるモニタリングを行う。	

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合		
○別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合		
○以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（JAに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （JAについての具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（JAに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（JAに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）
○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合		
➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合		
➤ 行政検査を拒否した場合		

- ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等	行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人	○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- （１）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- 不祥事等が発生・発覚した場合
- 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合
- 法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
- 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

- （２）ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
 <経営改善取組内容>
 - 経営管理の強化
 - 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善 J A 指定にかかるストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （要改善 J A 指定にかかるストレステストの具体的な方法は、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1・2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発 J A において、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発 J A とは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J A とする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3） ○ J A ・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）
	体制整備	○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A ・信連に関連する業務は、J A ・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に對し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1－2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1－2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

資金運用制限の内容

別紙 2-1・2-2により、レベル格付に指定された J A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J A

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他 J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 レベル 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他 J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 レベル 3	○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、J Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J Aバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内	○利子補給と同じ
資本 注入	事業再編型 (レベル 1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1～2)	○自己資本比率 4 % 超 10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 %以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：J A信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1～2)	○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

※ 一部事業譲渡型：J Aにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J AについてはJ Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・J Aバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１ 本方針の適用

(１) 事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７(２) および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７(２)	(１)に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	(１)に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 内部管理態勢の有効性の検証 ➤ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	<調査の内容> ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 事業再編の進捗状況の確認

(２) 別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２ 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な 支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

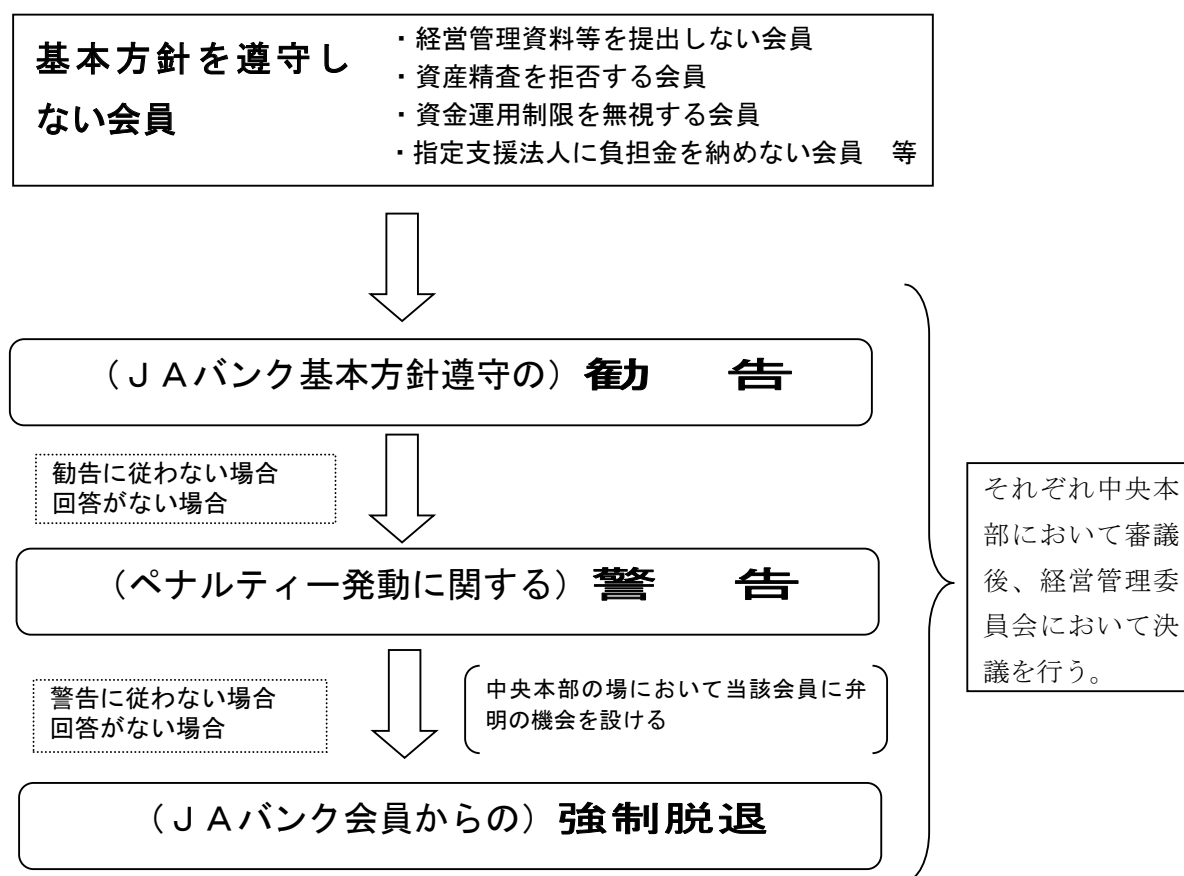
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内	○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	

・支援の具体的な内容については、J A バンク 健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

別表

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
○ Iの1、2、4、5および6 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2－1、別紙2－2 ならびに別紙4 ○ IIIの8および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16および別紙5－2	農林中金とみなして適用する。
○ Iの3 ○ IIIの2（(3)を除く）	信連とみなして適用する。
○ IV	J Aバンク会員とみなして適用する。

信頼されるJAを目指して

経営理念

- 1. 豊かな農業の確立と進展
- 1. 魅力ある、足腰の強い農協
- 1. 地域と共に生きる農協づくり

倫理綱領

- 1. JAに負託された責任と使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、その責任を全うします。
- 1. 良質な商品・サービスの提供を通じて、組合員・利用者のニーズを充足します。
- 1. 農業・環境・金融・福祉等への取組みを通じて、地域社会に貢献します。
- 1. 経営情報の積極的な開示をはじめとして、組合員・地域社会とのコミュニケーションを図ります。
- 1. 誠実、他人への配慮、責任を信条とした倫理観の高い組織風土を構築します。



豊橋農業協同組合

〒441-8124 豊橋市野依町字西川15番地

TEL.(0532)25-3551(代)

<https://www.ja-toyohashi.com/>